

平成 24 年

防災消防年報

(平成 25 年作成)

岩手県総務部総合防災室

ご利用にあたって

この年報は、平成 24 年（年度）中に調査を行った、岩手県内で発生した火災や災害の状況及びそれに対応する消防力の現況等を集録したものです。

※集録内容により、集計区分が年と年度で異なります。

1 火災の定義

ここにいう火災とは、人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するためには消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。

2 火災は、次の種別に区分する。ただし、火災の種類が2以上複合するときは、損害額の大なるものとする。

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
- (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
- (3) 車輛火災 原動機によって運航することができる車輛及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。
- (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (6) その他の火災 (1)～(5)までに掲げる火災以外の火災をいう。

3 火災の損害

火災の損害とは、火災によって受けた直接的な損害（人の死傷及び物の被害）をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

損害額は、り災地における時価による。

4 焼損棟数

- (1) 全 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (2) 半 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいう。
- (3) 部 分 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもの、又は建物の収容物のみを焼損したものをいう。

5 り災世帯

- (1) 全 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。
- (2) 半 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%以上で全焼に該当しないものをいう。
- (3) 小 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%未満のものをいう。

6 死者及び負傷者

- (1) 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。
- (2) 消防吏員、消防団員及び消防活動に関係ある者については、火災を覚知したときより現場を引き上げる時までの間に死亡及び負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者という。

7 消防力の基準

市町村の消防力の整備の基準として人員及び資機材施設について定めた基準

(平成 24 年度消防施設整備計画に関する実態調査による)

8 救急事故の種別

- (1) 火災事故 火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
- (2) 自然災害事故 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
- (3) 水難事故 水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
- (4) 交通事故 全ての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
- (5) 労働災害事故 各種工場、事務所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
- (6) 運動競技事故 運動競技の実施中に発生した事故で、直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者は含み、競技場内の混乱による事故等は含まない。）をいう。
- (7) 一般負傷 他に分類されない不慮の事故をいう。
- (8) 加害 故意に他人によって障害等を加えられた事故をいう。
- (9) 自損行為 故意に自分自身に障害等を加えた事故をいう。
- (10) 急病 疾病によるもので、救急業務として行ったものをいう。
- (11) その他 転院搬送、医師・看護婦搬送、医療資機材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち分類不能なもの及び誤報、いたずら等で救急事故等の不明なものを含む。）をいう。

9 救急患者の障害程度

- (1) 死亡 初診時において、死亡が確認されたもの
- (2) 重症 傷病の程度が三週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症 傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (4) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないもの

10 救急患者の年齢区分

- (1) 新生児 生後 28 日未満の者
- (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
- (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
- (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
- (5) 老人 満 65 歳以上の者

平成 25 年

(平成 24 年版)

防災消防年報

目 次

第 1 章 火災・災害の概況

第 1 節 火災の概況

1 概説	1
2 出火件数	1
(1) 火災種別出火状況	1
(2) 月別・四季別出火状況	2
3 出火率	2
4 覚知方法	2
5 初期消火の状況	3
6 死者	3
7 焼損面積	4
8 損害額	4
9 火災の原因	4

第 2 節 災害の概況

1 災害の概況	6
2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況	6

第 2 章 消防の組織と活動

第 1 節 消防体制

1 消防力	9
(1) 消防組織と人員	9
(2) 消防施設	10
2 消防活動	11
3 消防財政	13
4 消防団員の処遇	13
(1) 報酬・出動手当	13
(2) 公務災害補償制度	13
(3) 退職報償制度	13
(4) 岩手県市町村総合事務組合	14

第2節 予防行政

1 火災予防運動	15
(1) 秋季火災予防運動	15
(2) 春季火災予防運動	15
2 防火対象物の防火安全	15
(1) 防火対象物の実態と立入検査の実施状況	15
(2) 消防用設備等の設置状況	15
(3) 防火管理者制度	18
(4) 防火対象物定期点検報告制度	19
3 消防設備士制度	20
4 民間防火組織の育成	21
(1) 幼・少年消防クラブ	21
(2) 婦人消防協力隊・婦人防火クラブ	21
(3) 自主防災組織	21

第3節 危険物行政

1 危険物規制の概要	22
2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況	22
3 危険物取扱者の状況	22
(1) 危険物取扱者免状の交付状況	22
(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況	22
4 自主保安の確立のための普及啓発	22

第4節 救急・救助体制

1 救急・救助業務実施体制の現況	25
2 救急業務の実施状況	25
(1) 救急出場件数及び搬送人員	25
(2) 医療機関別搬送状況	25
(3) 傷病程度別搬送状況	26
(4) 転送回数別搬送状況	26
3 高速道路における救急業務	27
4 救助業務の実施状況	31

第5節 教育訓練体制

1 消防学校における教育訓練	32
(1) 基本方針	32
(2) 教育実施状況	32
2 消防大学校における教育訓練	38

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1 地域防災計画の修正	40
(1) 県地域防災計画の修正	40
(2) 市町村地域防災計画の修正	40
2 総合防災訓練	41

(1) 訓練実施日時	41
(2) 主訓練地	41
(3) 主催者	41
(4) 災害想定、訓練項目及び訓練機関等	41
3 石油コンビナート等総合防災訓練	44

第2節 岩手山の火山活動への対策

1 岩手山の火山活動状況	45
2 岩手山の火山活動への対応状況	45
(1) 県の対応	45
(2) 情報収集・伝達体制の整備	46
(3) 関係6市町村の対応	46
(4) 国、大学の対応	47

第3節 通信管理体制

1 防災行政無線の整備状況	49
2 防災行政無線の利用状況	50

第4節 航空防災消防体制

1 防災ヘリコプターの任務	53
2 防災ヘリコプターの活動内容	53
(1) 災害応急対策活動	53
(2) 消火活動	53
(3) 救助活動	53
(4) 救急活動	53
(5) 広域航空消防防災応援活動	53
(6) 災害予防活動	53
(7) 消防防災訓練活動	53
(8) 一般行政活動	53
3 運航体制	53
(1) 組織	53
(2) 運航基地	54
(3) 運航管理	54
(4) 運航日及び時間	54
4 運航の実績	54

第5節 総合防災センター

1 総合防災センターの概要	55
2 運営	55
(1) 主な事業内容	55
(2) 開館時間	55
(3) 休館日	55
3 利用状況	55
4 指定管理者制度の導入	55

第4章 危機管理体制

1 経緯	57
(1) 岩手県危機管理対応方針の制定	57
(2) 危機管理主査の設置	57
(3) 総合防災室の設置	57
(4) 危機管理連絡会議の設置	57
(5) 防災危機管理監の設置	57
2 危機管理への取り組み	57
(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚	57
(2) 危機対応マニュアルの整備	58
(3) 危機管理に対応するための24時間危機警戒体制の実施	58

第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安	60
(1) 火薬類・猟銃等規制の目的	60
(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状	60
(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数	60
(4) 免状の交付	61
(5) 立入検査等	61
(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況	62
(7) 火薬類事故の発生状況	62
2 高圧ガス・液化石油ガスの保安	62
(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的	62
(2) 高圧ガス保安法関係	62
(3) 液化石油ガス法関係	63
(4) 各種免状の交付	64
(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況	65
3 電気工事等の保安	65
(1) 電気工事等規制の目的	65
(2) 電気関係事業所等の現状	65
(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況	66
(4) 立入検査の状況	66

第1章 火災・災害の概況

第1節 火災の概況

1 概説

平成24年中の火災は、総出火件数500件、損害額1,067,611千円、死者34人、負傷者78人、焼損棟数462棟、り災世帯数232世帯、建物の焼損床面積は、25,833㎡、林野の焼損面積は775aとなっています。

2 出火件数

総出火件数は、500件で前年（566件）に比べて66件の減少となり、一日当たり約1.4件の割合で火災が発生していることとなります。

(1) 火災種別出火状況

全火災を種別ごとにみると、建物火災が282件で全体の56.4%で最も多く、その他火災、車両火災、林野火災の順となっています。（表1-1-1、図1-1-1、図1-1-2）

表1-1-1 火災種別出火件数の割合

	平成24年		平成23年		比較増減	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
建物	282	56.4	311	54.9	△29	△0.5
林野	48	9.6	55	9.7	△7	△0.1
車両	70	14.0	69	12.2	1	1.8
船舶	1	0.2	1	0.2	0	0
航空機	0	0	0	0	0	0
その他	99	19.8	130	23.0	△31	△3.2
計	500	100	566	100	△66	-

図1-1-1 火災種別の内訳
(合計 500件)

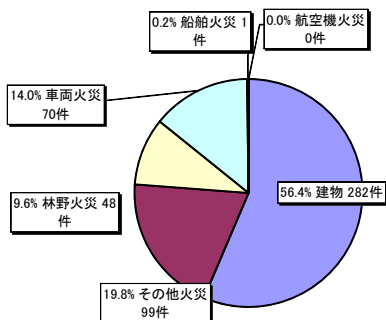
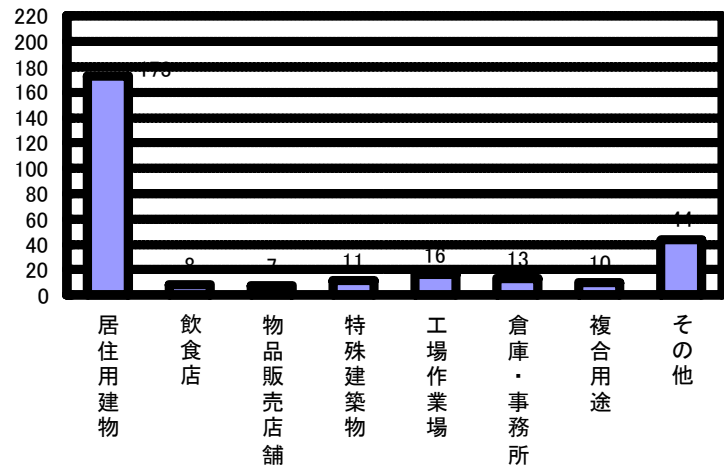


図1-1-2 建物火災の用途別内訳
(建物合計 282件)

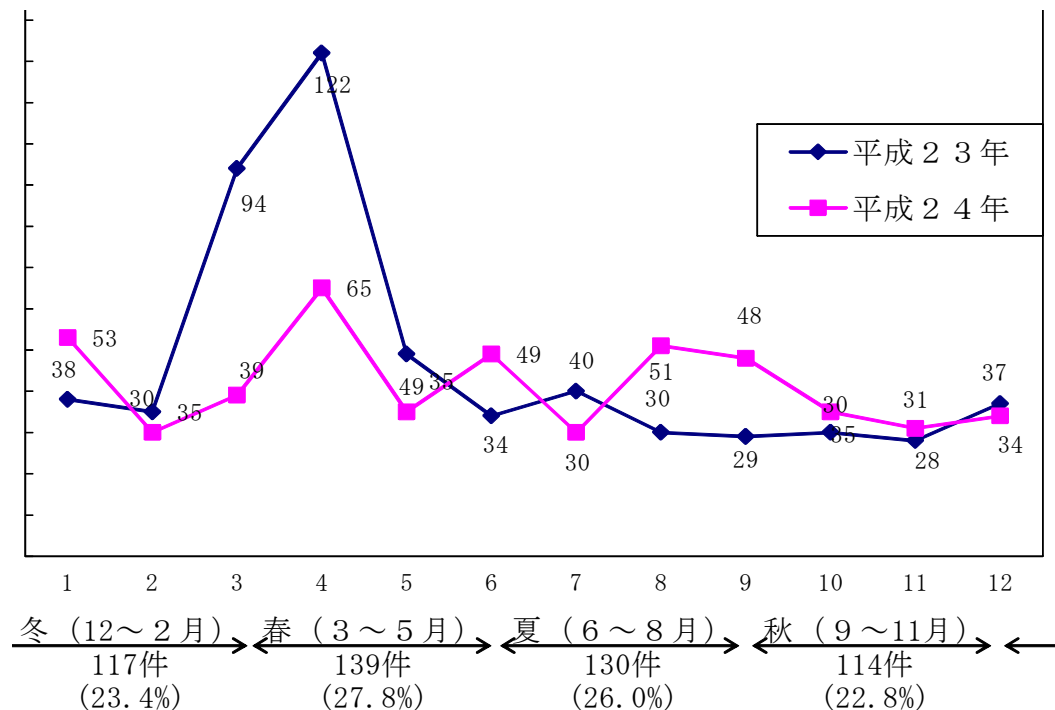


(2) 月別・四季別出火状況

出火件数を月別にみると、4月が最も多く65件（13.0%）、次いで1月、8月となっています。

また、四季別にみると、春季（3月～5月）が最も多く、27.8%を占め、次いで夏季（6月～8月）の26.0%、冬季（12月～2月）、秋季（9月～11月）の順となっています。

図1-1-3 月別・四季別出火件数



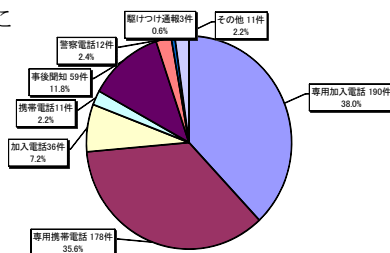
3 出火率

平成24年中の出火率（県民1万人あたりの出火件数）は、県全体で3.79ポイントですが、出火率が低い市町村は、平泉町1.20、葛巻町1.31、大船渡市2.04、盛岡市2.12、野田村2.15、矢巾町2.25、大槌町2.26、紫波町2.35などとなっています。

4 覚知方法

総出火件数500件の覚知方法をみると、加入電話から火災報知専用電話（119番）に通報した件数が最も多く190件（38.0%）、次いで携帯電話から119番通報した件数が178件（35.6%）で、合わせて368件（73.6%）が119番に入電したことになります。

図1-1-5 覚知方法別



5 初期消火の状況

平成24年における全火災500件のうち、約6割の火災で初期消火が行われている一方、初期消火が行われなかった件数は183件で、全火災の36.6%となっています。

また、初期消火が行われた火災で火災鎮圧等に有効であった件数は139件で、全火災に対する割合は27.8%となっています。

表1-1-2 初期消火器具の使用状況

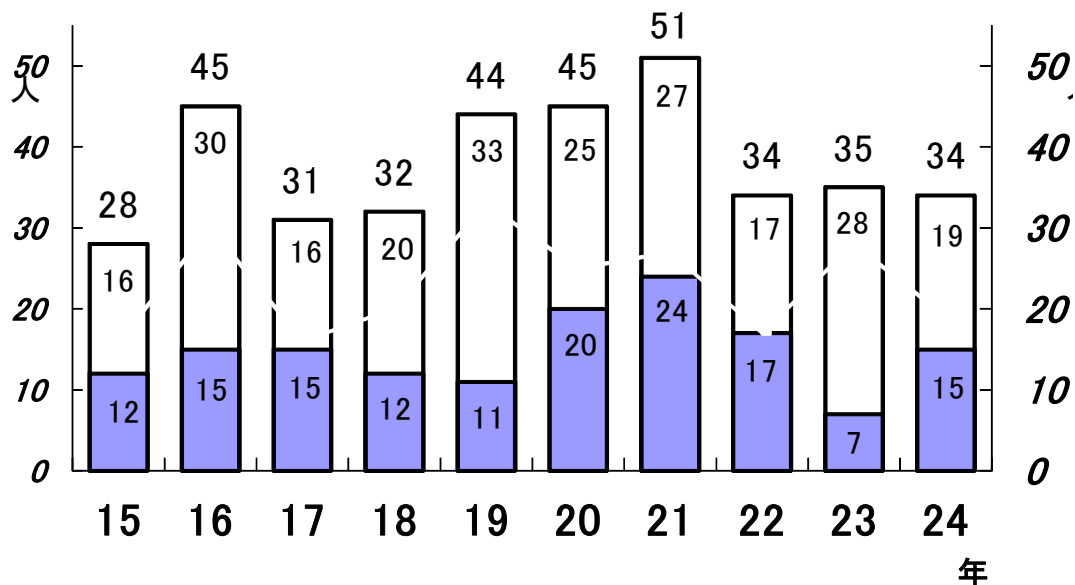
初期消火器具	件数		構成比(%)	
		うち、初期消火が有効だった件数		初期消火が有効だった割合(%)
簡易消火器具 (水バケツ等)	16	5	3.2	31.3
消火器	119	58	23.8	48.7
消火設備類	3	0	0.6	0
水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた	119	55	23.8	46.2
寝具・衣類をかけた	5	2	1.0	40.0
もみ消した	5	3	1.0	60.0
その他	50	16	10.0	32.0
初期消火なし	183	—	36.6	—
合計	500	139	100	27.8

6 死者

火災による死者は、34人となっており、前年に比べ1人の減少となっています。

その内訳をみると、放火自殺者が15人、放火自殺以外の焼死者が19人となっており、前年に比べ、放火自殺者は8人増加、放火自殺以外の者は7人減少しています。

図1-1-6 死者の推移 (■:放火自殺者 □:放火自殺以外の死者)



7 焼損面積

建物焼損床面積は、25,833 m²で前年（117,781 m²）に比べて91,948 m²減少しました。

林野焼損面積は、775a で前年（75,269a）に比べて74,494a 減少しました。

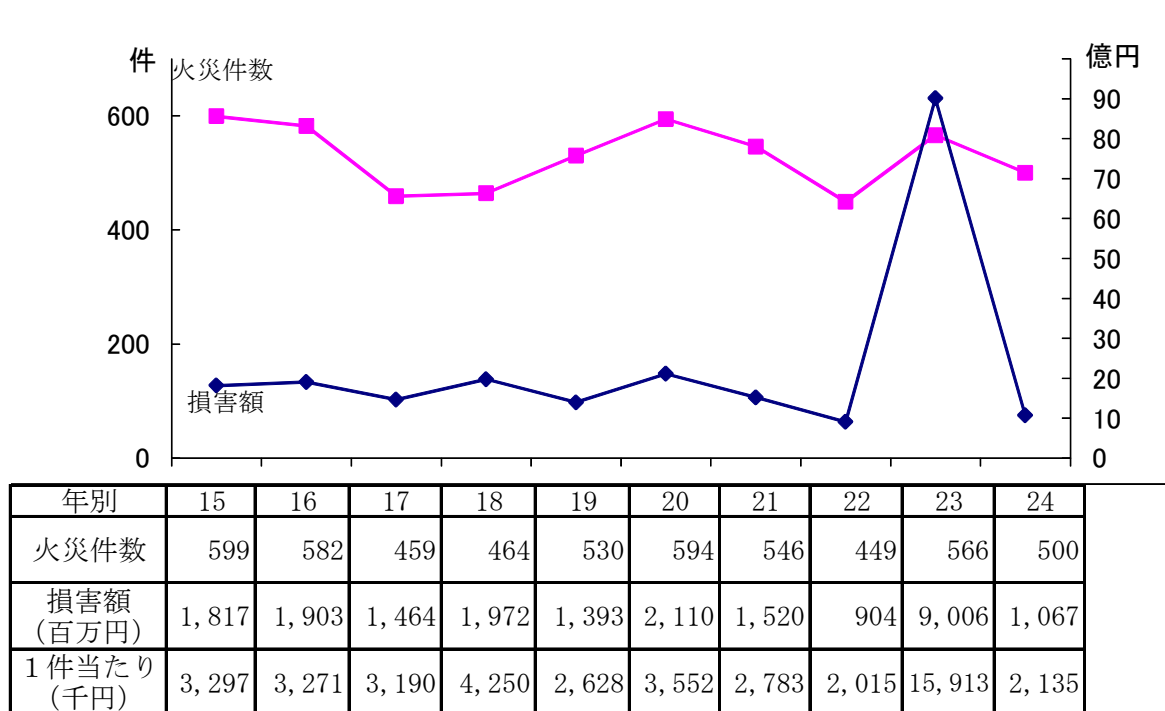
いずれの前年の数値が高い理由は、東日本大震災津波の影響により発生した火災によるものです。

8 損害額

平成 24 年中における火災の損害額は、1,067,611 千円で、前年に比べ 7,939,376 千円の減少となりました。平成 23 年の数値が高い理由は、東日本大震災津波の影響により発生した火災によるものです。

1 日当たりの損害は 2,924 千円（前年 24,676 千円）、火災 1 件当たり 2,135 千円（前年 18,013 千円）、県民 1 人当たりでは 810 円（前年 6,869 円）の損害が生じた計算となります。

図 1-1-7 過去 10 年間の損害額



9 火災の原因

平成 24 年の総出火件数 500 件を出火原因別にみると、「火入れ」による火災が一番多く、11%（54 件）を占め、以下「たばこ」8%（39 件）、「ストーブ」8%（38 件）、「放火」6%（31 件）、「たき火」6%（28 件）、「こんろ」5%（26 件）の順になっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、9%（43 件）となり、放火自殺の件数 15 件が含まれるものの、放火に関連する火災が出火原因のトップに近い割合となっています。

図 1-1-8 出火原因別火災発生状況

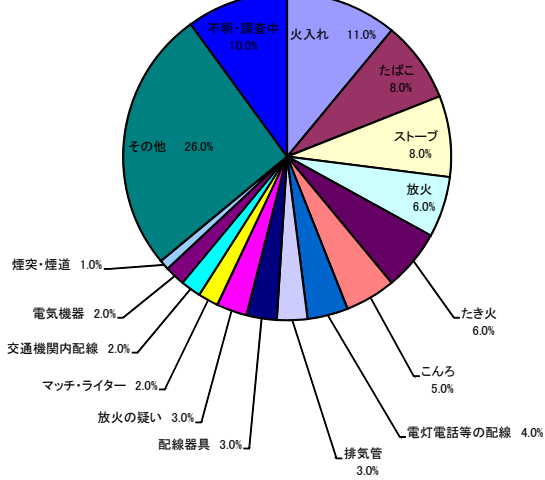


表 1-1-3 出火原因別件数

種 別	平成 24 年	平成 23 年	増 減
火 入 れ	54	55	▲ 1
た ば こ	39	31	▲ 8
ス ト ー ブ	38	47	▲ 9
放 火	31	14	▲ 17
た き 火	28	48	▲ 20
こ ん ろ	26	21	▲ 5
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	21	10	▲ 11
排 気 管	17	10	▲ 7
配 線 器 具	16	14	▲ 2
放 火 の 疑 い	13	7	▲ 6
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	10	9	▲ 1
交 通 機 関 内 配 線	10	11	▲ 1
電 気 機 器	9	8	▲ 1
煙 突 ・ 煙 道	7	11	▲ 4
取 灰	6	11	▲ 5

種 別	平成 24 年	平成 23 年	増 減
電 気 装 置	6	7	▲ 1
焼 却 炉	5	5	0
内 燃 機 関	5	5	0
衝 突 の 火 花	5	7	▲ 2
火 遊 び	4	11	▲ 7
灯 火	4	8	▲ 4
風 呂 か ま ど	4	7	▲ 3
溶 接 機 ・ 溶 断 機	3	4	▲ 1
そ の 他	88	97	▲ 9
不 明 ・ 調 査 中	51	74	▲ 23
東 日 本 大 震 災 津 波	0	34	▲ 34
合 計	500	566	▲ 66

第2節 災害の概況

1 災害の概況

平成24年中に発生した災害は、56件で、被害総額は約19億4千万円に上った。これを前年と比較すると、災害発生件数が26件の増、負傷者120人の減、被害総額で約9,258億円の減となっている。

平成24年中の死傷者及び被害総額が前年に比較し大きく減じた理由は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波（死者4,637人、被害総額約9,112億円）の被害が平成23年分に計上されているためである。

表1-2-1

区分	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	被害総額(千円)
平成24年	56	6	93	1,935,568
平成23年	30	4,673	213	927,738,481
増減	26	▲4,667	▲120	▲925,802,913

2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況

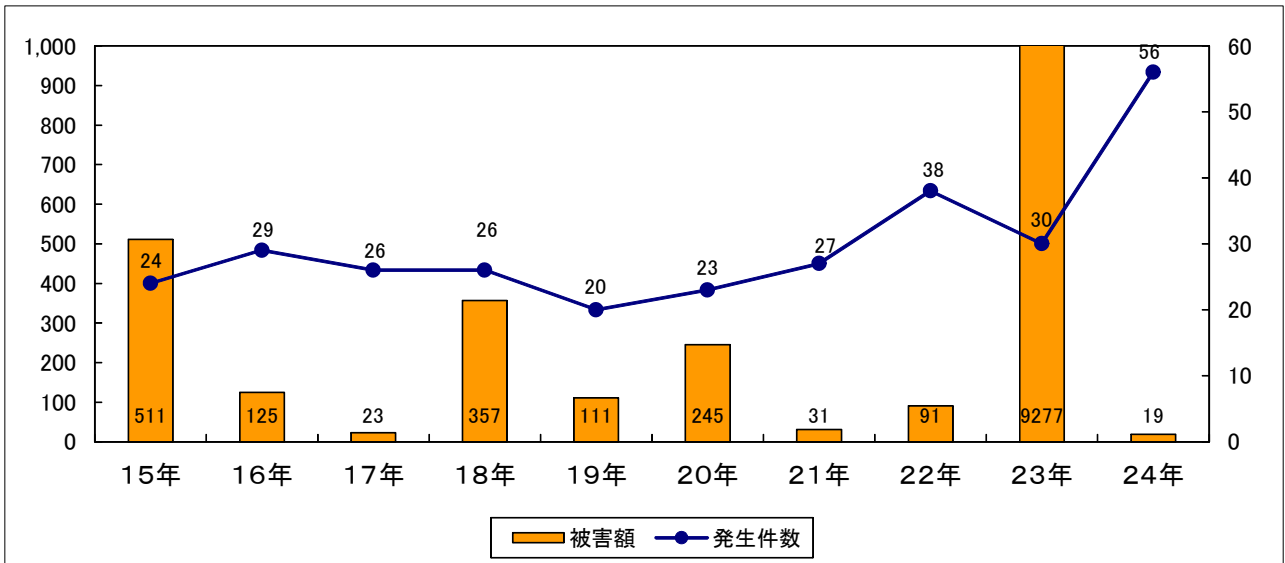
県では、これらの災害に対処するため、災害警戒本部を67回設置し、気象情報の伝達、被害状況の把握及び応急措置に努めた。

○ 災害警戒本部対応

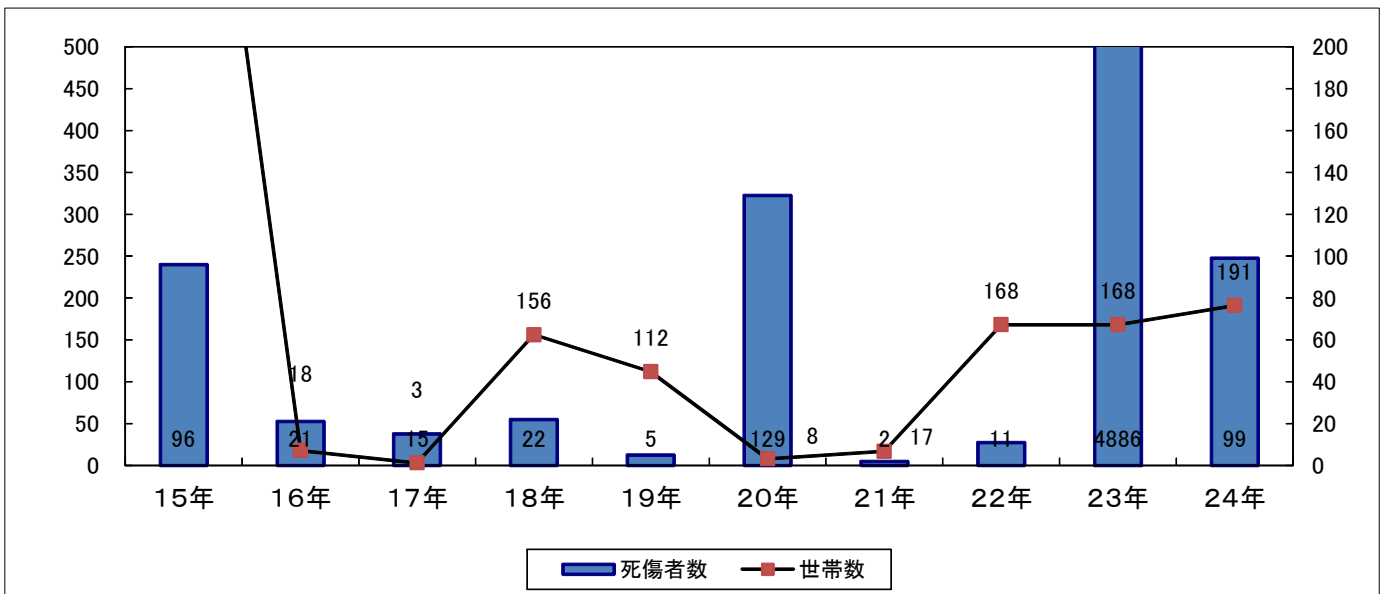
震度4の地震発生	11回
震度5弱の地震発生	1回
津波注意報	3回
大雨警報	3回
大雨、波浪警報	1回
大雨、洪水警報	24回
大雨、洪水、暴風警報	1回
大雨、洪水、暴風、波浪警報	1回
大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報	1回
洪水警報	1回
大雪警報	3回
暴風警報	4回
暴風、波浪警報	1回
暴風雪警報	4回
暴風雪、波浪警報	1回
波浪警報	2回
高潮警報	5回

図 1-2-1 年間被害額、災害発生件数、罹災世帯数、死傷者数の推移（過去 10 年間）

（単位：億円、件）



（単位：世帯、人）



※参考 災害 1 件当たりの被害が 100 億円を超える災害（百万円未満切り捨て）

（単位：百万円）

昭和	56 年	台風 15 号による暴風雨災害（8 月）	93,929
	61 年	異常低温による道路の凍上災害（2 月）	11,284
		台風 10 号及びその後の低気圧による大雨災害（8 月）	19,095
	62 年	8 月 16 日から 19 日にかけての大雨洪水災害	10,522
	63 年	8 月 28 日から 31 日にかけての大雨洪水災害	37,673
		農作物冷害	30,127
平成	2 年	9 月 19 日から 20 日にかけての台風 19 号による大雨洪水災害	20,373
		11 月 4 日から 5 日にかけての大雨洪水災害	21,340
	3 年	2 月 15 日から 17 日にかけての暴風雨雪、波浪災害	13,592
		8 月 30 日から 31 日にかけての台風 14 号による大雨洪水災害	15,013
		農作物冷害	25,761

5年	7月28日から29日にかけての大雨洪水災害	17,480
	低温・日照不足及び7月から8月にかけての異常低温災害	102,690
10年	8月26日から9月1日にかけての大雨洪水災害	20,651
	9月3日の内陸北部の地震災害（参考）	7,916
11年	7月12日から14日にかけての大雨洪水災害	13,827
	10月27日から28日にかけての大雨洪水災害	47,146
13年	2月2日～2月27日の低温による災害	19,012
14年	7月10日～12日の台風6号による災害	57,358
15年	5月26日の地震災害（三陸南地震）	10,815
	6月下旬以降の冷害	32,907
18年	2月低温による災害	12,234
	10月4日から9日にかけての暴風波浪大雨洪水による災害	16,461
20年	岩手・宮城内陸地震災害	20,960
23年	東北地方太平洋沖地震及び津波による災害（東日本大震災津波）	911,245 (確定分のみ)

第2章 消防の組織と活動

第1節 消防体制

1 消防力

(1) 消防組織と人員

平成24年4月1日現在における県内33市町村の消防組織と人員の状況は、下表のとおりである。

表2-1-1 市町村の消防組織の現況

区 分		24. 4. 1 (A)	22. 4. 1 (B)	(A) - (B)
消 防 本 部	消防本部数	12	12	—
	消防署数	25	24	1
	出張所数	52	54	△2
	消防職員数	1,951	1,945	6
消 防 団	消防団数	33	34	△1
	分団数	456	461	△5
	消防団員数	22,912	23,420	△508

※平成23年度は、東日本大震災津波の影響から調査未実施であること。
以降、表2-1-2、表2-1-3、表2-1-4についても同じ。

県内12消防本部のうち4消防本部は市単独で、8消防本部は一部事務組合（構成29市町村）で消防本部署所を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については33消防団が設置され、地域住民の民生の安定に寄与している。

また、表2-1-1にみられるとおり、消防職員については、平成24年4月1日現在で、1,951名（H22比：6名増）となっており、消防団員は、22,912名（H22比：508名減）となっている。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、人命の安全が強く叫ばれ、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきている反面、若年人口の減少や過疎化に伴い、消防団員数の減少や団員の高齢化傾向が続いており、また、新規団員の確保が難しくなっている状況にある。

消防団が地域の防災に果たす役割は依然として大きいことから、東日本大震災津波に際し、活動中に多くの消防団員が犠牲になった教訓等を踏まえ、消防防災活動時の安全対策の確立を図るとともに、今後とも団員の確保や処遇の改善に努め、教育訓練等を通じて機能の強化及び消防職・団員の質的向上を図ることが必要である。

表2-1-2は消防本部、消防署、消防団の人員等についてその推移を示したものである。

表 2-1-2 消防組織、消防職員、消防団員の推移

区分		年次									
		14. 4. 1	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	24. 4. 1
消防本部 ・署の部	消防本部数	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12
	消防署数	21	21	21	21	24	24	24	24	24	25
	出張所数	56	56	56	56	53	53	53	53	54	52
	消防職員数	1,934	1,934	1,933	1,932	1,929	1,926	1,937	1,926	1,945	1,951
消防団の部	消防団数	59	59	58	58	47	40	39	39	34	33
	消防団員数	24,868	24,868	24,358	24,156	23,864	23,463	23,476	23,277	23,420	22,912

(2) 消防施設

消防機械器具、消防水利等の消防施設は毎年、整備、強化を図っているが、近年、複雑多様化している火災、その他の災害に十分対処するためには、今後ともさらに消防施設の強化、近代化を図らなければならない。

ア 消防機械

消防機械の保有状況は、表 2-1-3 のとおりである。

危険物火災、高層建物火災等の特殊災害に対処するため、特に都市部においては化学車、はしご車等の特殊消防自動車、機械の整備促進が必要である。

表 2-1-3 消防機械の推移

	14. 4. 1	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	24. 4. 1
消防ポンプ自動車	574	577	579	580	582	580	581	581	581	580
水そう付消防ポンプ自動車	89	89	87	87	85	88	89	89	89	93
小型動力ポンプ	1,138	1,140	1,134	1,134	1,109	1,107	1,100	1,108	1,106	1,110
はしご付消防ポンプ自動車 24M級										
はしご付消防ポンプ自動車 30M級	1	1	1	1	1	1				
はしご付消防自動車 30M級以上	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6
屈折はしご付 消防ポンプ・消防自動車	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
化学車	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
救助工作車	12	13	14	14	15	15	15	14	14	16
救急自動車	93	94	94	94	95	95	96	96	97	99

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠のもので「消防水利の基準」に適合するものを消防水利としている。

この消防水利には人口水利（消火栓、防火水槽、プール等）と自然水利（河川、池、沼等）が上げられる。表 2-1-4 は県内の消防水利の現況である。

自然水利は、渇水期、排水期には使用が困難になり、目的を十分に果たせないことが多く、一方、都市開発に伴う市街地、密集地の数の増加、区域の拡大に伴う水利需要に応じた水利施設の整備を図る必要がある。

表 2-1-4 消防水利の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	24年	
消火栓	公設	16,039	16,466	17,626	18,152	18,475	18,754	18,946	18,570	18,295	17,754	
	私設	372	365	381	376	387	393	385	368	363	334	
	小計	16,411	16,831	18,007	18,528	18,862	19,147	19,331	18,938	18,658	18,088	
防火水槽	公設	100m3以上	28	28	28	28	29	29	29	30	28	26
		40～100m3未満	6,719	6,866	7,003	7,074	7,120	7,195	7,282	7,349	7,409	7,423
		20～40m3未満	1,522	1,516	1,514	1,505	1,485	1,398	1,386	1,424	1,306	1,305
	私設	100m3以上	3	2	2	3	3	3	3	3	3	2
		40～100m3未満	220	230	233	231	241	246	249	252	240	245
		20～40m3未満	98	81	81	80	76	49	57	59	71	34
	小計	100m3以上	31	30	30	31	32	32	32	33	31	28
		40～100m3未満	6,939	7,096	7,236	7,305	7,361	7,441	7,531	7,601	7,649	7,668
		20～40m3未満	1,620	1,597	1,595	1,585	1,561	1,447	1,443	1,483	1,377	1,339
井戸	公設	51	53	53	53	53	53	53	53	44	29	
	私設	17	17	17	17	12	12	12	12	12	3	
	小計	68	70	70	70	65	65	65	65	56	32	
その他	河川・溝等	249	249	239	236	217	210	191	206	175	227	
	海・湖	124	124	124	124	124	133	139	140	117	96	
	プール	295	293	300	283	257	263	294	303	247	254	
	濠・池等	359	353	327	331	326	326	348	350	169	120	
	下水道等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	その他	23	17	18	18	15	16	17	17	16	15	
	小計	1,051	1,037	1,009	993	940	949	990	1,017	725	713	
現有水利	24,432	24,994	26,282	26,857	27,195	27,569	27,884	27,589	27,063	27,155		

(注) 現有水利には、「消防水利の基準」に適合しているものを計上していること。

2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的(消防法第 1 条より)としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

平成 23 年中に火災及び風水害等の災害の防除に出勤した県内の消防職員・団員の状況を示すのが表 2-1-5、出勤延人員 573,242 人、出勤回数は 110,406 回となっている。

出勤回数を出勤別にみると、救急が 44.9%で一番多く、その他(警察への協力、危険排除等) 23.2%、予防査察 7.7%、広報・指導 7.0%、特別警戒 5.2%、演習訓練 3.6%、警防調査 3.0%の順となっている。

表 2-1-5 消防職員及び消防団員の出動状況

(単位：回・人) (23. 1. 1~23.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回数	732	539	1,271	1.2
	延人数	7,500	29,329	36,829	6.4
救 急	回数	49,608	0	49,608	44.9
	延人数	144,941	0	144,941	25.3
救 助	回数	731	179	910	0.8
	延人数	8,534	8,539	17,073	3.0
風水害等の災害	回数	696	605	1,301	1.2
	延人数	2,240	61,831	64,071	11.2
演習訓練	回数	2,014	1,988	4,002	3.6
	延人数	8,815	62,508	71,323	12.4
広報・指導	回数	5,733	2,048	7,781	7.0
	延人数	18,722	20,164	38,886	6.8
警防調査	回数	2,832	516	3,348	3.0
	延人数	7,910	10,582	18,492	3.2
火災調査	回数	529	0	529	0.5
	延人数	2,575	0	2,575	0.4
特別警戒	回数	3,225	2,563	5,788	5.2
	延人数	7,548	52,780	60,328	10.5
捜 索	回数	127	1,199	1,326	1.2
	延人数	691	10,472	11,163	1.9
予防査察	回数	8,436	14	8,450	7.7
	延人数	19,073	2,336	21,409	3.7
誤報等	回数	450	13	463	0.4
	延人数	2,101	152	2,253	0.4
その他	回数	24,140	1,489	25,629	23.2
	延人数	54,803	29,096	83,899	14.6
計	回数	99,253	11,153	110,406	100.0
	延人数	285,453	287,789	573,242	100.0

表 2-1-6 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

(単位：人) (23. 1. 1~23.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死者				0.0
	負傷者		3	3	4.2
救急救助業務	死者				0.0
	負傷者	1		1	1.4
風水害等の災害	死者	7	93	100	87.7
	負傷者	1	43	44	62.0
演習訓練	死者				0.0
	負傷者	5	7	12	16.9
特別警戒	死者				0.0
	負傷者				0.0
捜 索	死者				0.0
	負傷者	1	6	7	9.9
その他	死者		14	14	12.3
	負傷者	3	1	4	5.6
計	死者	7	107	114	100.0
	負傷者	11	60	71	100.0

3 消防財政

消防の任務は、災害の複雑・多様化、大規模化に伴い質的に高く、量的に増大していることから、国、県及び市町村の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図り、消防施設、人員を確保し、その装備も近代化していく必要がある。

普通会計決算額に占める消防費の割合を平成 14 年度以降について見ると表 2-1-7 のとおりである。

表 2-1-7 普通会計に占める消防費の割合 (単位：千円)

区分 年度	普通会計決算額(A)	消防費決算額(B)	割合(B)/(A)×100
平成 14 年度	644,357,613	25,326,792	3.9
平成 15 年度	618,304,545	23,695,989	3.8
平成 16 年度	567,502,442	23,047,196	4.1
平成 17 年度	586,774,609	22,935,753	3.9
平成 18 年度	571,710,148	23,332,255	4.1
平成 19 年度	574,124,119	24,234,502	4.2
平成 20 年度	561,710,766	23,605,079	4.2
平成 21 年度	608,791,035	24,209,152	4.0
平成 22 年度	618,530,968	23,290,040	3.8
平成 23 年度	802,228,978	29,575,939	3.7

平成 23 年度の市町村の普通会計に占める消防費は、普通会計決算額 802,228,978 千円に対し、消防費は決算額 29,575,939 千円、その割合は 3.7% である。これを前年度と比較すると、普通会計決算額で 183,698,010 千円の増、消防費は 6,285,899 千円の増となっている。

市町村における平成 23 年度消防費の住民一人当たりの平均額は 22,444 円となっている。

4 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、消防責務の重要性を考慮し、報酬・出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給などが行われている。

(1) 報酬・出動手当

報酬等の支給については、市町村の条例により定められており、平成 24 年 4 月 1 日現在における各市町村の報酬等の額は、資料 2-1-8 階級別非常勤消防団員の報酬年額等のとおりである。

(2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償することとなった。また、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に、同年消防団員等公務災害補償等共済基金法が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この適用を受けるものは、消防団員ばかりでなく、消防法第 36 条の 3 の規定により消防作業に従事した者、または救急業務に協力した者等、水防法第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団員及び同法第 34 条の規定による水防に従事した者、並びに災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した一般の住民で、損害を受けた者も適用を受けることができる。

(3) 退職報償制度

ア 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度が確立された。退職報償金は、消防団員として 5 年以上勤続し退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準は表 2-1-8 によるものである。

表 2-1-8 退職報償金支給額表

(単位：千円)

階級	勤続年数	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上
		10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	
団 長		189	294	409	544	729	929
副 団 長		179	279	379	484	659	859
分 団 長		169	268	363	463	609	799
副 分 団 長		164	253	338	428	574	759
部長及び班長		154	233	308	388	514	684
団 員		144	214	284	359	469	639

イ 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性を考慮し、その労に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続し退職した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1 号報償…25 年以上勤務して退職した場合

2 号報償…15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

(4) 岩手県市町村総合事務組合

消防団員が職務遂行中において損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりであるが、この制度の適確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する岩手県市町村総合事務組合を設立した。

ア 組合の名称

岩手県市町村総合事務組合

イ 組合の所在地

盛岡市山王町 4-1

岩手県自治会館内

ウ 加入市町村

13 市 15 町 5 村 計 33 市町村

エ 組合事務の内容

(ア) 消防団員等の公務災害による補償に関する事務

(イ) 消防団員の退職にかかる退職報償に関する事務

(ウ) 消防賞じゅつ金に関する事務

(エ) 消防団員等公務災害補償等共済基金レクリエーション事業実施に関する事務

(オ) 組合に関する一切の事務

第2節 予 防 行 政

1 火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因が複雑多様化してきています。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、県民の一人一人が日頃から防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切です。

このような観点から、火災予防運動の実施項目を中心に、県民に対する防火意識の普及宣伝に努めています。

(1) 秋季火災予防運動 (平成24年11月9日～平成24年11月15日)

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・林野火災予防対策の推進

(2) 春季火災予防運動 (平成25年3月1日～平成25年3月7日)

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- ・林野火災予防対策の推進

2 防火対象物の防火安全

(1) 防火対象物の実態と立入検査の実施状況

平成24年3月31日現在における県内の防火対象物数（消防法施行令別表第1（1）項から（16）の2）項に掲げるもの（延べ面積が150㎡以上のもの。）及び（17）項及び（18）項に掲げるもの。）は、50,695件となっています。（表2-2-1）

また、消防法第4条に基づき、県内の各消防本部が防火対象物の立入検査を行った件数は、19,262件となっており、この立入検査の実施状況をみると、(1)項イ（劇場等）、(2)項ロ（遊技場等）及び(5)項イ（ホテル・旅館等）の実施率が75%以上の高い実施率となっており、不特定多数の者が出入りする防火対象物に対して重点的な立入査察が行われています。

(2) 消防用設備等の設置状況

平成24年3月31日現在における県内の主な消防用設備等の設置状況は、表2-2-2のとおりです。

表2-2-1

防火対象物数及び立入検査の実施状況

(平成24年3月31日現在)

防火対象物の区分		防火対象物数 (件)	立入検査数 (件)	実施率	
1	イ	劇場等	92	69	75.0%
	ロ	公会堂等	1,335	687	52.0%
2	イ	キャバレー等	6	0	0.0%
	ロ	遊技場等	124	92	75.0%
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0.0%
	ニ	個室型店舗等	24	12	50.0%
3	イ	料理店等	41	17	42.0%
	ロ	飲食店	976	446	46.0%
4		百貨店等	1,928	1,094	57.0%
5	イ	旅館等	854	739	87.0%
	ロ	共同住宅等	11,854	3,208	28.0%
6	イ	病院等	817	368	46.0%
	ロ	社会福祉施設A	543	355	66.0%
	ハ	社会福祉施設B	960	532	56.0%
	ニ	幼稚園等	207	127	62.0%
7		学校	1,865	866	47.0%
8		図書館等	163	71	44.0%
9	イ	特殊浴場	16	6	38.0%
	ロ	一般浴場	56	30	54.0%
10		停車場	54	47	88.0%
11		神社・寺院等	615	353	58.0%
12	イ	工場等	5,892	1,680	29.0%
	ロ	テレビスタジオ等	8	7	88.0%
13	イ	駐車場等	646	244	38.0%
	ロ	航空機格納庫	43	17	40.0%
14		倉庫	5,020	1,929	39.0%
15		事務所等	11,024	4,173	38.0%
16	イ	複合用途 (特定)	3,403	1,461	43.0%
	ロ	複合用途 (一般)	2,028	567	28.0%
16の2		地下街	1	0	0.0%
16の3		準地下街	0	0	0.0%
17		文化財	82	54	66.0%
18		アーケード	18	11	62.0%
計		50,695	19,262	38.0%	

表2-2-2 主な消防用設備等の設置状況 (平成24年3月31日現在)

防火対象物の区分		自動火災報知設備			屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			消防機関に通報する火災報知設備			非常警報設備		
		対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)
1	イ 劇場等	88	85	96.6	40	40	100.0	14	13	92.9	75	75	100.0	93	93	100.0
	ロ 公会堂等	572	560	97.9	125	120	96.0	18	17	94.4	319	319	100.0	1,342	1,323	98.6
2	イ キャバレー等	1	0	0.0	5	5	100.0	1	1	100.0	0	0	0.0	65	65	100.0
	ロ 遊技場等	123	118	95.9	29	28	96.6	3	3	100.0	103	103	100.0	86	85	98.8
	ハ 風俗営業店舗等	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	ニ 個室型店舗等	23	22	95.7	1	0	0.0	0	0	0.0	19	19	100.0	6	6	100.0
3	イ 料理店等	36	29	80.6	12	9	75.0	0	0	0.0	9	9	100.0	9	9	100.0
	ロ 飲食店	447	402	89.9	26	20	76.9	0	0	0.0	55	55	100.0	309	300	97.1
4	百貨店等	1,142	1,095	95.9	209	188	90.0	52	49	94.2	716	716	100.0	531	525	98.9
5	イ 旅館等	661	644	97.4	179	171	95.5	27	27	100.0	381	369	96.9	223	222	99.6
	ロ 共同住宅等	1,858	1,847	99.4	360	359	99.7	49	49	100.0	800	800	100.0	488	488	100.0
6	イ 病院等	536	527	98.3	103	100	97.1	64	64	100.0	338	333	98.5	163	163	100.0
	ロ 社会福祉施設A	562	555	98.8	119	119	100.0	433	428	98.8	521	518	99.4	121	121	100.0
	ハ 社会福祉施設B	670	663	99.0	69	69	100.0	11	11	100.0	314	305	97.1	122	121	99.2
	ニ 幼稚園等	186	184	98.9	71	70	98.6	0	0	0.0	192	192	100.0	45	42	93.3
7	学校	1,496	1,476	98.7	1,103	1,076	97.6	0	0	0.0	907	907	100.0	456	453	99.3
8	図書館等	101	99	98.0	41	41	100.0	1	1	100.0	67	67	100.0	63	62	98.4
9	イ 特殊浴場	15	15	100.0	10	9	90.0	1	1	100.0	8	8	100.0	6	6	100.0
	ロ 一般浴場	22	22	100.0	11	11	100.0	0	0	0.0	61	61	100.0	31	29	93.5
10	停車場	28	25	89.3	6	6	100.0	0	0	0.0	9	9	100.0	3	3	100.0
11	神社・寺院等	98	92	93.9	48	44	91.7	0	0	0.0	70	70	100.0	354	337	95.2
12	イ 工場等	2,804	2,627	93.7	859	752	87.5	0	0	0.0	2,487	2,484	99.9	75	67	89.3
	ロ テレビスタジオ等	6	5	83.3	6	6	100.0	1	1	100.0	72	72	100.0	0	0	0.0
13	イ 駐車場等	161	160	99.4	1	1	100.0	0	0	0.0	93	93	100.0	11	11	100.0
	ロ 航空機格納庫	15	15	100.0	7	7	100.0	0	0	0.0	11	11	100.0	0	0	0.0
14	倉庫	1,597	1,497	93.7	389	331	85.1	2	2	100.0	529	526	99.4	27	27	100.0
15	事務所等	2,312	2,290	99.0	1,468	1,451	98.8	3	3	100.0	1,007	1,007	100.0	1,033	1,013	98.1
16	イ 複合用途(特定)	2,277	2,086	91.6	234	219	93.6	122	120	98.4	599	599	100.0	758	725	95.6
	ロ 複合用途(一般)	332	314	94.6	71	60	84.5	2	2	100.0	164	164	100.0	166	165	99.4
16の2	地下街	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	2	2	100.0	1	1	100.0
16の3	準地下街	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
17	文化財	84	73	86.9	0	0	0.0	0	0	0.0	7	7	100.0	3	3	100.0
18	アーケード	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計		18,254	17,528	96.0	5,603	5,313	94.8	805	793	98.5	9,935	9,900	99.6	6,590	6,465	98.1

(3) 防火管理者制度

学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成、その消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施など、防火管理上必要な業務を実施させなければならない防火対象物の状況等は、次の表のとおりです。

表 2-2-3 防火管理者選任等状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分	選任義務防火 対象物数 (A)	選任している 防火対象物数 (B)	選任率 (%) (B) / (A)	消防計画作成 済防火対象物数 (C)	作成率 (%) (C) / (A)
甲種防火 管理者	9,703	8,855	91.3	8,539	88.0
乙種防火 管理者	2,708	2,276	84.0	2,073	76.6
計	12,411	11,131	89.7	10,612	85.5

また、防火対象物の規模に応じた甲種及び乙種防火管理者の資格取得講習等について、県内各消防本部が実施した状況は、次の表のとおりです。

表 2-2-4 防火管理者資格取得講習 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分	回 数	修了者数	
甲種防火管理講習	新規講習	3	390 人
	再講習	5	158 人
乙種防火管理講習	1	1 人	
計	13	9 人	

※ 甲種防火管理講習の欄中、再講習は、甲種防火管理者が資格取得講習を修了してから 5 年以内に受講することが義務付けられている講習

(4) 防火対象物定期点検報告制度

収容人員が300人以上で不特定多数の者が利用する防火対象物等は、その管理について権原を有する者が防火対象物点検資格者による点検を行なわせ、その結果を消防機関に報告することが義務付けられており、県内の防火対象物定期点検制度が該当する防火対象物数については、第1号該当（収容人員が300人以上の防火対象物）が1,396件、第2号該当（3階以上の建築物で、階段が2以上設けられていない防火対象物）が236件となっています。

表2-2-5 防火対象物定期点検報告等の状況 (平成24年3月31日現在)

防火対象物の区分			点検を要する防火対象物					
			第1号該当			第2号該当		
			対 象 物 数	報 告 済 数	特例認定 済件数	対 象 物 数	報 告 済 数	特例認定 済件数
1	イ	劇場等	60	24	26	0	0	0
	ロ	公会堂等	447	135	237	0	0	0
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	67	27	24	0	0	0
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0	0	0	0
	ニ	個室型店舗等	3	1	1	0	0	0
3	イ	料理店等	1	0	0	0	0	0
	ロ	飲食店	13	2	1	55	10	2
4		百貨店等	249	103	108	24	4	7
5	イ	旅館等	86	14	48	41	3	18
6	イ	病院等	51	7	34	19	7	7
	ロ	社会福祉施設 A	2	0	1	1	0	1
	ハ	社旗福祉施設 B	3	0	2	2	0	2
	ニ	幼稚園等	7	4	3	2	0	2
9	イ	特殊浴場	3	2	1	1	0	1
16	イ	複合用途（特定）	404	128	191	91	21	10
合 計			1,396	447	677	236	45	50

3 消防設備士制度

消防用設備等の工事又は整備を行うことができる消防設備士の試験は、昭和 60 年度から岩手県知事の委任を受けた（一財）消防試験研究センターが実施しており、平成 24 年度は、847 人が受験して 263 人が合格し、平成 25 年 3 月末までに累計 11,865 件の消防設備士免状を交付しています。

表 2-2-6 消防設備士試験の受験者と免状交付の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分	平 成 24 年 度						免状交付数累計	
	甲 種			乙 種			甲 種	乙 種
	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数		
特 類	12	1	0	—	—	—	12	—
第 1 類	111	15	19	29	3	9	1,149	461
第 2 類	14	4	7	4	0	0	155	66
第 3 類	21	2	4	7	0	2	164	77
第 4 類	143	48	32	116	42	37	2,792	836
第 5 類	53	8	3	11	5	9	258	241
第 6 類	—	—	—	224	68	78	—	3,187
第 7 類	—	—	—	102	67	62	—	2,467
計	354	78	65	493	185	197	4,530	7,335
						合 計	11,865 件	

また、消防設備士免状の交付を受けている者に義務付けられている消防設備士講習は、岩手県から委託を受けた（一財）岩手県防災保安協会が平成 4 年度から実施しており、平成 24 年度の終了者は 502 人となっています。

表 2-2-7 消防設備士講習の修了者の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別 年度	消火設備	警報設備	避難設備・消火器	計
24	109	231	73	502

4 民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は、たき火、たばこの不始末、こんろ、ストーブ等の燃焼器具等の取扱いの不注意による失火が大半を占めており、住民が常に火に対する警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

したがって、日常火を取り扱う機会が多い主婦に対して防火意識の高揚を図り失火による火災を防止するとともに、婦人消防協力隊、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの組織の拡大を図った。昭和 46 年に「岩手県婦人消防連絡協議会」が結成され、さらに、昭和 55 年に県及び各消防本部単位に「幼少年婦人防火委員会」を設置し、民間防火組織の拡大と強化を図っている。

(1) 幼・少年消防クラブ

幼・少年消防クラブに対しては、火災予防の知識を身につけさせることによって、火災を出さない意識の高揚と子供の火遊びの抑制を目的として育成指導を行っている。

(2) 婦人消防協力隊・婦人防火クラブ

家庭において火を一番多く使用する機会の多い主婦は、家庭の防火責任者として、十分な知識と初期消火技術等を取得する必要がある。こうしたことから幅広く婦人消防協力隊員等の組織の拡大強化に努めている。

表 2-2-8 民間防火組織の現状 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分 消防本部	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		婦人消防クラブ	
	組織数	員数	組織数	員数	組織数	員数
盛岡地区	60	4,644	52	2,380	11	32,323
宮古地区	11	627	9	201	4	7,043
一関市	34	1,412	21	445	9	10,532
釜石大槌地区	20	1,070	0	0	2	332
奥州金ケ崎	53	4,181	4	60	6	17,483
久慈広域連合	33	1,200	10	133	4	7,176
花巻市	37	2,543	9	324	4	6,604
北上地区	11	877	5	122	2	8,439
大船渡地区	17	1,185	17	1,208	2	13,552
遠野市	15	436	19	1,187	1	404
陸前高田市	9	115	2	120	1	1,435
二戸地区	10	488	5	117	4	3,359
県計	310	18,778	153	6,297	50	108,682

(3) 自主防災組織

平成 24 年 4 月 1 日現在における自主防災組織は、組織率 76.6%、1,907 組織、隊員数 493,358 人、組織内世帯数 387,579 世帯となっている。県では市町村と連携しながら、地域防災力の向上を図るため自主防災組織育成強化推進員の設置、自主防災組織連絡会議開催等を実施するなど自主防災組織の結成、活動の活性化を目指した活動への支援を行っている。

第3節 危険物行政

1 危険物規制の概要

危険物は、消防法（昭和23年法律第186号）による分類で、発火性・引火性を有する液体・固体について、第1類から第6類に分類・指定されている。

一定数量以上の危険物の貯蔵・取扱を行う場合は、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として位置・構造・設備を一定基準に適合させ、使用前の完成検査が必要となる。

危険物施設における危険物の取扱は、甲種又は乙種危険物取扱者の立会が義務付けられており、危険物の貯蔵・取扱・運搬もそれぞれ技術基準が定められている。

2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

平成24年3月31日現在の県内危険物施設は、6,636箇所、前年（6,683箇所）に比較して、47箇所の減少となった。

平成24年中の危険物施設における事故は12件発生し、前年（1件）より11件の増加となった。

表2-3-1は消防本部別の危険物施設数を、表2-3-2は危険物施設における事故発生件数の年別状況を、それぞれ表したものである。

3 危険物取扱者の状況

危険物取扱者試験は、消防法の一部改正（昭和58年12月）により、昭和60年度から岩手県知事の委任を受けた「一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部」が実施している。平成24年度は、6月から翌25年3月までの間、計13回の試験を実施した。受験者数は7,854名で合格者数2,881名、合格率36.7%であった。

(1) 危険物取扱者免状の交付状況

表2-3-3は、平成24年度の危険物取扱者免状の交付状況を表したものであり、免状交付者は平成24年度までに138,971人に達している。

(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所・貯蔵所・取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない（消防法第13条の23）とされている。平成24年度にこの保安講習を受講した危険物取扱者は表2-3-4のとおりである。

4 自主保安の確立のための普及啓発

危険物を取扱う各事業所における自主保安体制の確立が重要であることから、保安に対する事業者意識の高揚と啓発を図るため、危険物安全週間（平成24年6月3日～9日）において「第20回岩手県危険物安全推進大会」を開催し、セミナー、安全宣言の採択などを行ったほか、ポスターの掲示やラジオによる広報も実施した。

表 2-3-1 危険物規制対象施設数（完成検査済証交付交付施設）

（単位：件）（24.3.31 現在）

施設区分 消防本部	総 数 〔〈1〉 + 〈2〉 + 3〕	製造所 〈1〉	貯 蔵 所 〔2〕								取 扱 所 〔3〕					事 業 所 数	
			小 計	屋 内貯 蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種販 取扱 所	第二種販 売取扱所	移 送 取扱所		一 般 取扱所
盛岡地区	1,943	1	1,451	108	105	62	745	3	407	21	491	256	2	2	0	231	1,131
宮古地区	451	0	301	36	36	4	111	0	102	12	150	78	1	0	0	71	218
一 関 市	748	1	520	66	72	8	202	0	149	23	227	102	2	0	0	123	380
釜石大槌地区	287	0	215	20	24	2	80	0	88	1	72	32	0	0	1	39	105
奥州金ヶ崎	716	1	497	58	65	7	216	1	141	9	218	107	0	0	0	111	447
久慈広域連合	346	0	218	9	26	4	94	0	80	5	128	64	0	0	1	63	207
花 巻 市	504	0	376	36	39	13	168	0	119	1	128	60	2	0	0	66	296
北 上 地 区	671	2	483	71	130	5	158	1	112	6	186	78	0	1	0	107	318
大船渡地区	341	1	241	16	44	2	71	0	98	10	99	45	0	0	1	53	136
遠 野 市	204	2	149	13	10	3	71	0	48	4	53	30	0	0	0	23	120
陸前高田市	49	0	32	0	3	1	11	0	17	0	17	8	0	0	0	9	33
二 戸 地 区	376	0	253	10	24	3	120	0	92	4	123	71	0	0	0	52	150
合 計	6,636	8	4,736	443	578	114	2,047	5	1,453	96	1,892	931	7	3	3	948	3,541

表 2-3-2 危険物施設事故発生状況

(単位：件数)

	製 造 所	貯 蔵 所	取 扱 所	計
平成 15 年	0	2	4	6
平成 16 年	0	2	3	5
平成 17 年	0	6	3	9
平成 18 年	0	1	6	7
平成 19 年	0	1	2	3
平成 20 年	1	8	3	12
平成 21 年	0	4	5	9
平成 22 年	0	3	5	8
平成 23 年	0	1	0	1
平成 24 年	0	4	8	12

表 2-3-3 危険物取扱者免状交付等状況

(単位：件数)

免状の区分 交付等の別	甲 種	乙 種						丙 種	計
		第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類		
平成 24 年度交付	54	154	112	131	1,137	135	148	758	2,629
書 換 え	写真以外								16
	写 真								1,982
	う ち 写 真 + 写 真 以 外								91
再 交 付									263

表 2-3-4 危険物取扱者保安講習受講状況

24 年度実績

受講者数	免 状 の 種 類								
	計	甲 種	乙 種						丙 種
			第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	
2,492 人	3,455	33	62	63	65	2,165	58	75	934

(注) 免状の種類別受講者数は、延数である。

第4節 救急・救助体制

1 救急・救助業務実施体制の現況（平成24年4月1日現在）

県内12消防本部における救急隊は82隊、1,251隊員であり、救急自動車を99台保有している。また、救助隊は15隊、303隊員であり、救助工作車を16台保有している。

表2-4-1 救急隊、救助隊等の状況

救急 隊数	救急隊員数			救急 自動車数	救助隊数	救助隊員数			救助 工作車
	専任	兼任	計			専任	兼任	計	
82	226	1,025	1,251	99	15	38	265	303	16

2 救急業務の実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員

平成23年中における県内の救急業務の実施状況をみると、救急出場県内49,783件、搬送人員が46,763人で、出場件数は9.9、搬送人員は11.1%増加した。これは1日平均136件（前年124件）で約10分（前年11分）に1件の割合で救急隊が出場し、県民約28人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。平成16年以降の救急出場件数及び搬送人員の推移をみると表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 救急出場件数及び搬送人員

区分 年	救急出場		搬送人員		(A)のうち交通事故		(A)のうち急病	
	件数(A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率	件数(B)	(B) / (A) ×100	件数(C)	(C) / (A) ×100
平成16年	40,701	5.8	39,288	5.5	4,631	11.4	24,388	59.9
平成17年	43,127	6.0	41,438	5.5	4,247	9.8	26,420	61.3
平成18年	42,974	△0.4	41,215	△0.5	4,071	9.4	26,450	61.5
平成19年	43,414	1.0	41,143	△0.2	4,206	9.7	26,974	62.1
平成20年	42,168	△2.9	39,670	△3.6	3,579	8.5	26,479	62.8
平成21年	41,751	△1.0	39,133	△1.4	3,548	8.5	26,321	63.0
平成22年	45,312	8.5	42,085	7.5	3,645	8.0	28,947	63.9
平成23年	49,783	9.9	46,763	11.1	3,685	7.4	31,717	63.7

(2) 医療機関別搬送状況

平成23年中の搬送人員46,763人の99.7%にあたる46,617人が医療機関に搬送されており、その状況は表2-4-3のとおりである。

開設主体別搬送状況は、国立病院0.5%、公立病院68.7%、公的病院13.6%、私的病院15.1%、私的診療所2.1%となっており、17.2%が私的病院及び私的診療所に搬送されている。

医療機関に搬送された者の89.3%（41,623人）が救急告示病院に搬送されており、その搬送割合をみると、最も高いのは公立病院の76.1%（31,685人）で最も低いのは国立病院の0.1%（62人）となっている。

また、非告示病院への搬送状況をみると、最も割合の高いのは公的病院 43.8%（4,994 人）で最も低いのは国立病院 3.7%（185 人）となっている。

なお、傷病者の 11.4%が消防本部の管外への搬送となっており、最も高いのが国立病院 28.3%となっている。

表 2-4-3 医療機関別搬送状況 (単位：人)

開設者 救急告示の例	国 立	公 立	公 的	私 的		計	そ の 他 の 場 所	合 計
				病 院	診 療 所			
救 急 告 示	62 (36)	31,685 (4,028)	4,134 (550)	5,672 (448)	70 (0)	41,623 (5,062)		
非 告 示	185 (34)	327 (51)	2,189 (22)	1,367 (129)	926 (23)	4,994 (259)		
計	247 (70)	32,012 (4,079)	6,323 (572)	7,039 (577)	996 (23)	46,617 (5,321)	146 (15)	46,763 (5,336)

() 書は、管外への搬送人数である。

(3) 傷病程度別搬送状況

平成 23 年中の搬送人員 46,763 人について、事故種別ごとの傷病程度について示したのが表 2-4-4 であり、全体の 42.1%にあたる 19,671 人が入院加療を要しない軽症となっている。

表 2-4-4 傷病程度別搬送状況

傷害程度別 事故種別	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他	計
急 病	1,174 人 (4.0)	3,997 人 (13.6)	11,443 人 (38.9)	12,773 人 (43.4)	27 人 (0.1)	29,414 人 (100.0)
交 通 事 故	50 人 (1.3)	254 人 (6.6)	854 人 (22.2)	2,693 人 (69.9)	1 人 (0.0)	3,852 人 (100.0)
一 般 負 傷	127 人 (2.3)	696 人 (12.5)	1,826 人 (32.7)	2,917 人 (52.3)	10 人 (0.2)	5,576 人 (100.0)
そ の 他	129 人 (1.6)	2,215 人 (28.0)	4,193 人 (52.9)	1,288 人 (16.3)	96 人 (1.2)	7,921 人 (100.0)
計	1,480 人 (3.1)	7,162 人 (15.3)	18,316 人 (39.2)	19,671 人 (42.1)	134 人 (0.3)	46,763 人 (100.0)

() 書は、構成比で単位は%である。

(4) 転送回数別搬送状況

平成 23 年中の搬送人員 46,763 人の 99.5%が転送されずに医療機関等に收容されており、その状況は表 2-4-5 のとおりである。

また、救急隊が覚知してから医療機関等に收容するまでに要した時間別の搬送人員の状況は、表 2

－４－６のとおりである。平均所要時間は41.0分となっており、全体の31.8%にあたる14,871人が30分未満で収容されている。

表２－４－５ 転送回数別搬送状況

事故種別	転送回数 0回	転送				合計 イ	転送率 ア/イ ×100
		1回	2回	3回 以上	小計 ア		
急病	29,270人	144人	0人	0人	144人 (66.4)	29,414人 (62.9)	0.5%
交通事故	3,840人	12人	0人	0人	12人 (5.5)	3,852人 (8.2)	0.3%
一般負傷	5,540人	36人	0人	0人	36人 (16.6)	5,576人 (11.9)	0.6%
その他	7,896人	24人	1人	0人	25人 (11.5)	7,921人 (17.0)	0.3%
計	46,546人	216人	1人	0人	217人 (100.0)	46,763人 (100.0)	0.5%

() 書は、構成比で単位は%である。

表２－４－６ 覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間別搬送人員

事故種別	所要時間別							計	収容平均 所要時間
	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上			
急病	37人 (0.1)	1,555人 (5.3)	7,762人 (26.4)	17,012人 (57.8)	2,947人 (10.0)	101人 (0.4)	29,414人 (100.0)	39.0	
交通事故	0人 (0.0)	230人 (6.0)	953人 (24.7)	2,123人 (55.1)	517人 (13.4)	29人 (0.8)	3,852人 (100.0)	41.7	
一般負傷	10人 (0.2)	275人 (4.9)	1,353人 (24.3)	3,226人 (57.9)	683人 (12.2)	29人 (0.5)	5,576人 (100.0)	40.7	
その他	38人 (0.5)	670人 (8.4)	1,988人 (25.1)	3,373人 (42.6)	1,384人 (17.5)	468人 (5.9)	7,921人 (100.0)	48.2	
計	85人 (0.2)	2,730人 (5.8)	12,056人 (25.8)	25,734人 (55.0)	5,531人 (11.8)	627人 (1.4)	46,763人 (100.0)	41.0	

() 書は、搬送人員に対する割合で単位は%である。

3 高速道路における救急業務

県内の高速道路は、東北自動車道一関～盛岡南間が昭和52年11月19日から、築館（昭和57年3月26日からは若柳金成）～一関間が昭和53年12月2日から、盛岡南～滝沢間が昭和54年10月18日から、滝沢～西根間が昭和55年10月8日から、西根～安代間が昭和57年10月19日から、また安代～鹿角八

幡平間が昭和 58 年 10 月 20 日から供用開始されており、さらには、昭和 61 年 11 月 27 日からは八戸線の
 一戸～八戸間が、平成元年 9 月 7 日からは安代～一戸間が、平成 6 年 8 月 4 日からは秋田自動車道北上西
 ～北上間が、平成 7 年 12 月 22 日から湯田～横手間が、平成 9 年 7 月 23 日からは、北上西～湯田間が、
 さらに釜石自動車道花巻～東和間が平成 14 年 11 月 7 日から開通し全線で供用を開始している。

高速道路の救急業務については、沿線消防本部間で相互応援協定を締結して上下線方式により、I・C 所
 在の消防本部が担当し対処している。

高速道路上の相互応援体制は図 2-4-7 のとおりである。

図 2-4-7 高速道路消防相互応援協定による担当区域

1. 東北自動車道

(24.4.1 現在)

供用開始時期																
市町村名	宮城県	一関市	平泉町	奥州市	金ケ崎町	北上市	花巻市	紫波町	矢巾町	盛岡市	滝沢村	八幡平市	秋田県			
インターチェンジ名 (I・C)	若柳金成	一関	平泉前沢	水沢	北上江釣子	北上金ケ崎	花巻南	花巻	紫波	盛岡南	盛岡	滝沢	西根	松尾八幡平	安代	鹿角八幡平
全線距離																
I C 間距離																
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線															
	下り線															

2. 八戸自動車道

供用開始時期	元. 9. 7 ← 61. 11. 27 →					
市町村名	八幡平市	浄法寺町	一戸町	九戸村	軽米町	青森県
インターチェンジ名 (I・C)	安代JCT	浄法寺	一戸	九戸	軽米	南郷
全線距離	← (69.4) →					
I C 間距離	16.2	11.9	11.7	9.7	9.6	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線					
	下り線					

4. 釜石自動車道

供用開始時期	← 14. 11. 7 →					
市町村名	花巻市					
インターチェンジ名 (I・C)	花巻JCT	花巻空港	東和			
全線距離	← (11.4) →					
I C 間距離	3.7	7.7				
救急業務実施市町村名及び	上り線					

実施区間	下り線	
------	-----	--

3. 秋田自動車道

供用開始時期	← 6. 8. 4 9. 7. 23 7. 12. 22 →					
市町村名	北上市		西和賀町	横手市		
インターチェンジ名 (I・C)	北上JCT	北上西	湯田	横手		
全線距離	← (50.5) →					
I C 間距離	8.7	21.6	20.2			
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線					
	下り線					

表 2-4-8 高速自動車国道における救急出場件数及び搬送人員 (23. 1. 1~23. 12. 31)

(単位：件・人)

高速道路(車線)名	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道						
担当消防本部 区分	一関市 消防本部	奥州金ヶ 崎行政事 務組合	北上地区 消防組合	花巻市 消防本部	盛岡地区 広域行政 事務組合	二戸地区 広域行政 事務組合	計
救急出場件数	30	33	39	11	97	18	228
搬送人員	35	31	30	12	105	15	228

表 2-4-9 高速自動車国道 I・C 周辺の救急告示医療機関 (I・C から 5 km 以内)

(24. 4. 1 現在)

高速道路(車線)名	東北自動車道													
インターチェンジ名 (I・C)	一関	平泉 前沢	水沢	北上 金ヶ 崎	北上 江釣 子	花巻 南	花巻	紫波	盛岡 南	盛岡	滝沢	西根	松尾 八幡 平	安代
救急病院数	1	6		2		3								13

高速道路(車線)名	八戸自動車道			
インターチェンジ名 (I・C)	浄法 寺	一戸	九戸	軽米
救急病院数	3			

高速道路(車線)名	秋田自動車道	
インターチェンジ名 (I・C)	北上西	湯田
救急病院数	1	

高速道路(車線)名	釜石自動車道	
インターチェンジ名 (I・C)	空花 港巻	東和
救急病院数	1	

4 救助業務の実施状況

平成 23 年中における救助業務の状況は、出動件数 714 件、活動件数 312 件、救助人員 784 人となっている。(表 2-4-10 及び表 2-4-11)

表 2-4-10 事故種別出動件数等の状況

(単位：件・人)

別 区分	事故種	火	災	交通事故	水難事故	機械による 事故	その 他 の 事 故	計
	出 動 件 数		26		422	32	17	217
活 動 件 数		26		151	16	11	108	312
救 助 人 員		15		331	23	27	388	784

表 2-4-11 事故種別発生場所別活動状況

(単位：件)

発生場所		事故種別	火	災	交通事故	水難事故	機械による 事故	その 他 の 事 故	計
		屋 内	住 居		18				
	その他の屋内		6		2		3	17	28
屋 外	道 路	高速自動車国道	1		11				12
		その他の道路			131		1	5	137
	水 面	内 水 面				12		3	15
		外 水 面			1	3		1	5
	山 岳							10	10
	その他の屋外	1		6	1	6		38	52
地 下									
そ の 他						1	7	8	
計			26		151	16	11	108	312

第5節 教育訓練体制

1 消防学校における教育訓練

(1) 基本方針

消防の責務の正しい認識及び共同精神の涵養とともに、消防を取り巻く環境の変化に対応できる知識及び技術を習得し、もって能率的かつ公正明朗に職務を遂行し、地域住民の信頼と負託に応えうる消防職員及び団員等の養成に資する。

(2) 教育実施状況

岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年3月30日規則第20号）第2条の規定に基づき教育訓練計画を定め、計画どおり実施した。

ア 消防職員等に対する教育

(ア) 初任教育

新採用の消防職員として必要な基礎知識及び技能の習得とともに、士気の高揚、規律の保持及び体力の練成を図り、もって職務の円滑な遂行に資するために行うものである。

(イ) 幹部教育

上級幹部科：上級幹部として業務管理、人事管理及び危機管理などへの理解を深め、組織の円滑な管理運営に資するため行うものである。

初・中級幹部科：初・中級幹部として消防を取り巻く環境の変化を理解するとともに、事故及び障害の発生時における初動体制を迅速に確立するなど組織管理能力の向上に資するために行うものである。

(ウ) 専科教育

① 警防科

警防行政に関する知識、災害現場における消防戦術と安全管理等に係る専門的知識及び技術を習得し、災害現場において安全かつ的確な警防活動ができる能力の向上に資するため行うものである。

② 特殊災害科

特殊災害に関する基礎的知識、消防活動用資機材の操作、対処方法等を習得し、災害現場において安全かつ的確な消防活動を展開する能力の向上に資することを目的として行うものである。

③ 火災調査科

火災の燃焼理論並びに火災原因調査及び損害調査に係る専門的知識及び技術を習得し、火災原因調査への的確な判断能力の向上に資するために行うものである。

④ 救急科

救急隊員の行う応急処置等に必要な医学的知識及び技術を習得し、消防法施行令第44条第3項第1号に定める救急隊員を養成するために行うものである。

⑤ 救助科

救助活動における安全管理、救助器具の取扱い並びに応用訓練を通じて災害救助に係る専門的知識及び技術を習得するとともに、これらを活用した応用力の向上並びに自らの安全を確保する能力の向上に資するために行うものである。

イ 消防団員に対する教育

(ア) 基礎教育

消防団員として消防に必要な基礎的知識、技能及び規律を習得し、災害現場において現場活動を安全かつ的確に遂行できる能力の向上に資するために行うものである。

(イ) 幹部教育

上級幹部・指導員科：上級幹部又は指導員として必要な訓練礼式に係る知識及び指揮要領を取得することにより、指導力の向上を図ることを目的として行うものである。

初・中級幹部科：初・中級幹部として現場指揮要領及び活動要領など消防に必要な知識及び技能を習得し、地域住民への防災指導とともに消防団員に対する指導力の向上に資するために行うものである。

(ウ) 専科教育

警防・機関科：消防団員として火災防ぎょに関する知識並びに自動車及び小型ポンプの運用技術を習得し、災害現場において中核的消防活動が遂行できる能力の向上に資するために行うものである。

ウ 特別教育

(ア) 無線通信講習

消防無線操作に係る知識及び技術を習得するとともに無線従事者免許証（第3級陸上特殊無線技師）を取得させ、無線通信業務の円滑化に資するため行うものである。

(イ) 自衛消防隊員講習

事業所等に所属する自衛消防隊員に対して、消防業務に関する基礎的知識及び技術の教育訓練を行い、事業所等における災害防止に資するため行うものである。

エ 委託教育

市町村、消防団、婦人消防協力隊、幼・少年防火クラブなどからの要請により、消防防災に必要な教育訓練を行う。

(ア) 一日入校

消防学校において規律訓練などの教育訓練を行う。また、防災センターと協同して、地震体験や避難体験など、主に体験を中心とした教育訓練を行う。

(イ) 現地教育

現地に出向いて規律訓練などの教育訓練を行う。

表 2 - 5 - 1 平成 24 年度消防学校教育訓練実施状況

教育種別		項目	教育期間	延日数	実日数	時間	修了者数	備考
消防 職員	第58期初任教育		4月5日(木)～9月27日(火)	177	121	844	82	
	幹部 教育	上級幹部科	1月8日(火)～1月11日(金)	4	4	26	12	
		初・中級幹部科	6月11日(月)～7月6日(金)	26	20	138	23	
	専科 教育	警防科	11月20日(火)～12月6日(木)	17	12	82	21	
		特殊災害科	11月5日(月)～11月9日(金)	5	5	33	20	
		火災調査科	5月16日(水)～5月30日(水)	15	11	75	24	
		救急科	1月15日(火)～3月8日(金)	53	38	258	61	
		救助科	10月4日(木)～11月2日(金)	30	21	145	29	
小計			327	232	1,061	272		
消防 団員	基礎教育		※受講申込者少数のため未実施	2	2	12	0	
	幹部 教育	上級幹部・指導員科	11月16日(金)～11月18日(日)	3	3	19	62	
		初・中級幹部科	12月14日(金)～12月15日(土)	2	2	12	40	
	専科 教育	警防・機関科	10月5日(金)～10月7日(日)	3	3	19	23	
	小計			10	10	62	125	
特別 教育	無線通信講習		8月20日(月)	1	1	8	80	初任教育学生
	自衛消防隊員講習		11月13日(火)～11月15日(木)	3	3	19	38	
	小計			4	4	27	118	
合計				341	246	1,690	515	
一日入校			団体	2	3	7	281	
現地教育			団体	0	0	0	0	

表2-5-2 年度別・課程別教育実施状況

(単位：人)

年度 教育訓練名	昭和28～ 36年 (内丸校) ①	昭和37～ 48年 (高松校) ②	昭和49年度～平成24年度(矢巾校)								合計 ①+②+③
			昭49～ 平19	平20	平21	平22	平23	平24	小計 ③		
消防職員	初任教育		607	1,654	66	66	85	70	82	2,023	2,630
	幹部教育	5	24	1,069	53	50	45		35	1,252	1,281
	警防教育	47	35	1,088		51			41	1,180	1,262
	予防教育	8	117	1,447	52	32	46		24	1,601	1,726
	救急教育		165	2,651	37	45	46	60	61	2,900	3,065
	救助教育			1,115	30	33	28	33	29	1,268	1,268
	現任教育	16	62	0						0	78
	特別教育※1		172	1,335	114	86	17	17	0	1,569	1,741
	小計	76	1,182	10,359	352	363	267	180	272	11,793	13,051
消防団員	基礎教育		169	1,017	27	12	9	14	0	1,079	1,248
	幹部教育	700	1,231	4,202	80	78	76	87	102	4,625	6,556
	警防・機関教育	897	1,005	2,558	17	28	25	23	23	2,674	4,576
	予防教育	8	403	0						0	411
	特別教育	824	372	2,737						2,737	3,933
	小計	2,429	3,180	10,514	124	118	110	124	125	11,115	16,724
消防団員指導員研修 自衛消防隊員講習※2		66	2,103	39	25	36	59	38	2,300	2,366	
自主防災リーダー講習			68	46	29	50	34		227	227	
合計	2,505	4,428	22,976	561	535	463	397	435	25,435	32,368	

※1) 「消防職員 特別教育」に含まれる無線講習については、初任教育学生も受講しており、当該修了者数欄は、初任教育以外の修了者数であること。

※2) 教育訓練名「消防団員指導員研修 自衛消防隊員講習」の人員は、平成16年度以降自衛消防隊員講習のみの受講者であること。

表 2-5-3 消防職員等入校状況

消防本部	区分	平成 24 年度修了者										過去 7 年間の修了者								
		初 任 教 育	幹部教育		専科教育					特別教育			計	17	18	19	20	21	22	23
			上 級	初 ・ 中 級	警 防	特 殊 災 害	予 防 総 合	火 災 調 査	救 急	救 助	法 規 講 習	無 線 講 習								
盛岡	18	2	5	5	5		5	15	5			60	104	62	90	60	67	52	47	
一関	12	2	2	2	2		3	6	2			31	45	44	22	26	27	31	20	
宮古	8		2	3	3		2	5	3			26	45	36	35	33	33	21	13	
奥州金ヶ崎	7		2				2	6	2			19	22	40	27	30	24	24	14	
花巻	3	2	3	3	2		2	6	3			24	27	28	35	29	26	22	12	
北上	5	2	2	2	2		4	5	4			26	26	25	27	23	23	25	20	
二戸	6		1					4	2			13	23	14	10	6	8	9	12	
久慈	11	1	1	1	1		1	8	2			26	28	27	30	24	27	23	17	
大船渡	2	1	1	1	1		1	2	2			11	30	28	18	19	21	19	10	
遠野	2		1	1	1		1	1	1			8	9	7	8	8	10	10	3	
釜石大槌	6	2	2	2	2		2	2	2			20	22	28	21	21	25	24	8	
陸前高田	2		1	1	1		1	1	1			8	13	8	11	7	10	7	2	
合計	82	12	23	21	20	0	24	61	29	0	0	272	394	347	334	286	301	267	178	

表2-5-4 消防団員入校状況

区分 市町村名	平成24年度修了者				過去7年間の修了者							
	基礎 教育	幹部		専科	計	17	18	19	20	21	22	23
		初・中 級幹部	上級・ 指導員	警防・ 機関科								
盛岡市		2	2		4	8	5	7	7	6	3	
宮古市			2		2	2	3					1
大船渡市		2	1		3	2	3	4	4	3	3	2
花巻市		9	10	7	26	18	17	19	8	17	11	26
北上市		2	3		5	5	7	6	6	3	4	10
久慈市			2		2	12	11	5	5	10	9	8
遠野市		2	4	1	7	12	9	9	14	10	5	9
一関市		8	6	8	22	1	19	21	20	17	15	19
陸前高田市							1			2		
釜石市		1	1		2		4	4	2		2	1
二戸市			2		2				4			
八幡平市												
奥州市		4	6	1	11	6	8	16	13	20	11	8
雫石町			3		3	2		5	9	4	6	4
葛巻町			1	1	2	1	1	1	1	1		2
岩手町									1			
滝沢村		4	2		6	5	8	8	3	6	8	8
紫波町						6	11	8	7	5	8	9
矢巾町			2		2	10		7	4	2	8	
西和賀町			1		1	1	1	1	1	1	1	1
金ヶ崎町		1	1	1	3	2	2	4	3	5	2	3
平泉町												1
住田町			1		1		1	1	1	1	1	1
大槌町		2	2		4			2			1	
山田町				1	1			3	2	2	8	
岩泉町			1		1	1	1	1	1	1	1	1
田野畑村			4		4	5			2	1		1
普代村			1		1							
軽米町												
野田村									1		1	2
九戸村						3	2		1			
洋野町		3	1	3	7	8	1	2	4	1	2	6
一戸町			3		3	2	1	1				1
合計		40	62	23	125	112	115	135	124	118	110	124

2 消防大学校における教育訓練

消防職団員の教育訓練は、都道府県が設置している消防学校の他、国が設置している「消防大学校」で行われている。

消防大学校では、幹部として必要な高度な教育訓練を実施している他、専門的かつ高度な知識の習得を目的として災害対策活動等の実務講習を実施している。

本県の最近の入校者の状況は表2-5-5のとおりである。

表2-5-5 消防大学校教育訓練受講状況(20年度~24年度)

学 科		年 度					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
総合教育	本 科	人	人	人	人	人	
	幹 部 科	4	5	5		3	
	上 級 幹 部 科		1	2	1		
	新任消防長・学校長科	1	3			1	
	消 防 団 長 科	3	3	2	4	5	
	小 計	8	12	9	5	9	
専科教育	警 防 科	2	2	2	1		
	救 助 科	1	2	2	1	2	
	救 急 科	1	1		1	1	
	予 防 科	2		2	2	3	
	危 険 物 科		2	1	1	3	
	火 災 調 査 科	3	3	3	1	5	
	新 任 教 官 科	2	2	1	3	1	
	小 計	11	12	11	10	15	
実務講習	助緊 隊急 教消 育防 科援	指揮隊長コース		1			
		高度救助コース					
		特別高度救助コース			1		
		NBCコース		1			
		航空隊長コース	1	1	2	1	2
		航空隊コース	2	2			
	防危 災機 教管 育理 科.	トップマネジメントコース		3	2	3	1
		防災実務管理コース	2				
		危機管理実務コース		2	2	1	2
		国民保護コース	1	3	1		
		自主防災組織育成コース	3	6	2	3	2
	消防教育訓練研究会						
新任消防長・学校長研修会							

危機管理セミナー（トップマネジメント）					
危機管理セミナー（防災実務管理者）					
航空消防防災講習会					
緊急消防援助講習会					
違反是正講習会					
NBC災害講習会					
自主防災指導者講習会					
小計	9	16	10	8	7
合計	28	43	30	23	31

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1 地域防災計画の修正

東日本大震災津波の検証を踏まえた県地域防災計画の修正を行うとともに、東京電力株式会社による原子力発電所事故が長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響を及ぼしたことに鑑み、新たに県地域防災計画・原子力災害対策編を策定した。

また、市町村に対しても、東日本大震災津波を踏まえた市町村地域防災計画の修正が適切に行われるよう、助言を継続している。

(1) 県地域防災計画の修正

ア 計画策定

防災会議決定 昭和39年4月8日

内閣総理大臣承認 昭和39年8月6日

イ 最終修正

防災会議決定 平成25年3月28日

(2) 市町村地域防災計画の修正

県内市町村における地域防災計画の修正状況（25年3月31日現在）については、下記のとおりとなっている。

ア 震災後、何らかの市町村地域防災計画の修正を行った市町村

⇒24市町村

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村及び洋野町

イ 震災後、市町村地域防災計画の修正を行っていない市町村の直近の修正年度

(ア) 平成19年度 葛巻町、西和賀町、住田町及び一戸町

(イ) 平成20年度 軽米町

(ウ) 平成21年度 岩手町及び平泉町

(エ) 平成22年度 滝沢村及び大槌町

ウ 平成23年度の岩手県地域防災計画（H24.3.27修正）の反映を行った市町村

⇒17市町村

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、紫波町、金ケ崎町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村及び洋野町

エ 平成24年度の岩手県地域防災計画（H25.3.28修正）の反映を行った市町村

⇒5市町

盛岡市、宮古市、花巻市、雫石町及び岩泉町

オ 原子力災害対策を市町村地域防災計画に盛り込んでいる市町村

⇒8市町村

盛岡市、宮古市、花巻市、雫石町、紫波町、山田町、岩泉町及び九戸村

2 総合防災訓練

東日本大震災津波では多くの人命が失われ、住民の防災意識の徹底・高揚や災害応急対策に当たる方の安全確保が喫緊の課題であると改めて認識したところであり、総合防災訓練においては、住民の「自助」意識に基づく避難の徹底、「共助」による円滑な避難所設置・運営体制の構築、人命救助・被災者支援を迅速に行うための防災関係機関相互の「公助」の確立を図ることを目的として実施した。

(1) 訓練実施日時

平成 24 年 9 月 1 日（土） 午前 9 時 00 分から午後 1 時 00 分まで

(2) 主訓練地

- ・釜石市役所
- ・釜石中学校ほか市内拠点避難所
- ・釜石市箱崎地区、尾崎白浜地区
- ・岩手県立釜石商工高等学校
- ・岩手県立釜石病院
- ・釜石港沖合

(3) 主催者

岩手県・釜石市

(4) 災害想定、訓練項目及び訓練機関等

表 3-1-2 総合防災訓練災害想定、訓練項目及び訓練機関等

災 害 想 定	訓 練 項 目	訓 練 参 加 機 関 (参 加 人 員)
平成 24 年 9 月 1 日 (土) 午前 9 時 00 分頃、岩手県内でかなり強く長い揺れを感じた。気象庁 (地震火山部、仙台管区気象台、盛岡地方気象台) からの発表によると、震源地は三陸沖 (北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分) で震源の深さは 24 km、地震の規模 (マグニチュード) は 9.0 と推定され、岩手県に津波警報 (大津波) が発表された。その後の情報によると、釜石市の震度は、震度 6 弱であり、また、釜石市で約 8 m の津波を観測し、その後も数回津波を観測した。この地震及び津波により、釜石市内全域において、電気、電話、ガス、水道等のライフラインが途絶するとともに、道路、橋りょう等の一部が破損したほか、多くの建物が流出し、多数の死傷者や行方不明者が発生し、人命の救助救出、医療救護等の必要が生じた。	1 避難訓練	1 釜石市民
	2 避難広報訓練	2 自主防災組織
	3 避難支援従事者の安全確保訓練	3 釜石市内各事業所
	4 消防団車両等退避訓練	4 盛岡地方気象台
	5 船舶避難広報訓練	5 陸上自衛隊岩手駐屯地第 9 特科連隊
	6 避難誘導訓練	6 陸上自衛隊岩手駐屯地第 9 高射特科大隊
	7 広域避難誘導訓練	7 陸上自衛隊第 9 師団第 9 飛行隊
	8 避難者誘導訓練	8 海上自衛隊横須賀地方総監部
	9 避難所開設訓練	9 航空自衛隊北部航空方面隊
	10 避難者受入訓練	10 航空自衛隊松島救難隊
	11 消防団車両退避訓練	11 航空自衛隊山田分屯基地
	12 避難者名簿作成訓練	12 第二管区海上保安本部
	13 消防団避難者情報収集伝達訓練	13 釜石海上保安部
	14 福祉避難室機能確保・健康相談訓練	14 釜石漁業用海岸局
	15 パーテーション設置訓練	15 国土交通省三陸国道事務所
	16 支援物資要請・受付・配送・受入訓練	16 国土交通省釜石港湾事務所
	17 応急食料炊出し訓練	17 岩手県防災航空隊
	18 非常通信手段確保訓練	18 青森県防災航空隊
	19 避難所備蓄品確認訓練	19 東北管区警察局岩手県情報通信部
	20 発電機起動訓練	20 岩手県警察本部
	21 災害用仮設トイレ組立・設置訓練	21 岩手県警察本部 (広域緊急援助隊)
	22 避難者安否情報伝達・確認訓練	22 釜石警察署
	23 避難所情報伝達訓練	23 沿岸広域振興局
	24 避難者の健康体操訓練	24 釜石保健所
	25 災害備蓄等普及促進訓練	25 遠野市
	26 初動参集訓練	26 東京都荒川区
	27 消防相互応援協定に基づく受援訓練	27 愛知県東海市
	28 医療班要請訓練	28 盛岡地区広域消防組合消防本部
	29 災害応援協定締結機関への応援要請訓練	29 遠野市消防本部
	30 総合調整所設置・運営訓練	30 釜石市消防団
	31 災害情報収集伝達訓練	31 釜石市婦人消防連絡協議会
	32 ボランティア受入窓口開設運営訓練	32 釜石市赤十字奉仕団
	33 交通誘導訓練	33 社団法人釜石医師会
	34 被災地避難箇所での安全パトロール	34 釜石薬剤師会

35	国道通行止等の情報伝達訓練	35	日本赤十字社岩手県支部
36	給油所の被災状況の把握及び情報提供	36	岩手県立釜石病院
37	へり運用調整所設置・運営訓練	37	岩手県立中央病院（岩手DMAT）
38	上空偵察訓練	38	岩手県立大船渡病院（岩手DMAT）
39	救助要請発信訓練	39	岩手県立中部病院（岩手DMAT）
40	負傷者救急搬送訓練	40	岩手県立胆沢病院（岩手DMAT）
41	支援物資投入訓練	41	岩手県立宮古病院（岩手DMAT）
42	情報収集・映像伝達訓練	42	岩手県立久慈病院（岩手DMAT）
43	岩手 DMAT 活動現地本部設置訓練	43	岩手県立二戸病院（岩手DMAT）
44	救護所設置・運営訓練	44	学校法人岩手医科大学附属病院
45	漂流者救助搬送訓練	45	（公社）岩手県看護協会
46	地域医療搬送訓練	46	岩手県災害看護ネットワーク連絡協議会
47	手術患者搬送訓練	47	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
48	医療支援物資搬送訓練	48	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会
49	市災対本部医療班設置・運営訓練	49	東日本旅客鉄道株式会社釜石線営業所
50	負傷者受入訓練	50	岩手県交通株式会社
51	海面火災対処訓練	51	（一社）日本アマチュア無線連盟岩手県支部
		52	（一社）岩手県警備業協会
		53	（社）岩手県トラック協会
		54	（一社）岩手県建設業協会釜石支部
		55	東北電力株式会社釜石営業所
		56	東日本電信電話株式会社岩手支店
		57	（株）NTTドコモ東北支社岩手支店
		58	KDDI株式会社東北総支社
		59	日本アイ・ビー・エム株式会社
		60	岩手県石油商業協同組合
		61	岩手県オイルターミナル株式会社
		62	SMC株式会社
		63	大塚製菓株式会社
		64	株式会社サンデー
		65	サントリーフーズ株式会社
		66	三立製菓株式会社
		67	新成物産株式会社
		68	パン工房いそっぷ
		69	三井物産株式会社
		70	船山株式会社
		71	株式会社ブルボン
		72	ホリカフーズ株式会社
		73	森永製菓株式会社
		74	釜石市交通指導隊
		75	かまいしさいがいがいエフエム
		76	岩手県
		77	釜石市
		78	釜石大槌地区行政事務組合消防本部
			参加人員 13,579人

表3-1-3 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主 訓 練 地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39. 8. 5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40. 8. 20	一 関 市	水害	12	16	—
3	41. 8. 19	久 慈 市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42. 7. 26	遠 野 市	水害・火災	13	13	2,400
5	43. 7. 26	大 船 渡 市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44. 7. 30	花 巻 市	地震・火災	15	15	3,000
7	46. 7. 23	釜 石 市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47. 7. 22	水 沢 市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48. 7. 14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49. 9. 3	山 田 町	地震・津波・火災	13	29	5,000

回数	年月日	主 訓 練 地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
11	50. 9. 1	盛岡市	地震・火災	19	33	8,400
12	51. 9. 3	大槌町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52. 9. 1	北上市	地震・火災	17	20	2,800
14	53. 9. 1	宮古市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54. 9. 1	一関市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55. 9. 3	江刺市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56. 9. 1	久慈市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57. 9. 1	遠野市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58. 9. 1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59. 9. 1	二戸市	地震・火災	23	26	3,900
21	60. 8. 31	花巻市	地震・火災	25	27	4,600
22	61. 8. 30	釜石市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62. 9. 1	水沢市	地震・火災	23	27	9,600
24	63. 9. 1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元. 9. 1	盛岡市	地震・火災	24	27	29,200
26	2. 9. 1	北上市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮古市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4. 9. 1	一関市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5. 9. 1	久慈市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6. 9. 1	江刺市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7. 9. 1	遠野市	地震・火災・水害	35	45	8,500
32	8. 9. 1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9. 9. 1	二戸市	地震・火災	32	65	6,723
[34]	[10. 9. 1]	[花巻市]	[地震・火災・水害]	[47]	[79]	[13,000]
34	11. 9. 3	釜石市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12. 9. 1	水沢市	地震・火災	41	61	12,052
36	13. 9. 1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,552
37	14. 9. 1	盛岡市	地震・火災	96	64	13,333
38	15. 9. 1	北上市	地震・火災	84	127	16,848
39	16. 9. 1	宮古市	地震・津波・火災・BCテロ	83	151	12,621
40	17. 9. 1	久慈市	地震・津波・火災・BCテロ	89	120	12,452
41	18. 9. 1	一関市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19. 9. 2	遠野市	地震・火災	51	87	8,749
43	20. 10. 19	大船渡市	地震・津波・火災	63	122	10,528
44	21. 10. 25	二戸市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22. 8. 29	花巻市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24. 9. 1	釜石市	地震・津波	51	78	13,579

- ※1 昭和45年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施した。
2 平成5年度及び平成17年度は、岩手県石油コンビナート等防災訓練と同時開催した。
3 平成10年度は、大雨洪水災害により中止。10月18日の岩手山噴火対策防災訓練に取り込んで実施。（〔 〕内は、予定数値等。）
4 参加機関には主催者を含み、参加人員には参観者を含まない。
5 平成23年度は、東日本大震災津波発生のため中止した。

3 石油コンビナート等総合防災訓練

久慈地区石油コンビナート等特別防災区域では、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）及び岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関と特定事業所が有事の際に迅速かつ適確な応急対策活動ができるよう防災関係機関相互の緊密な連携体制の確立を図ることを目的に、また、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に総合的かつ実践的な訓練を定期的実施している。

表3-1-4 石油コンビナート等総合防災訓練年次別実施状況

回数	実施年月日	訓練地	災害想定	訓練項目数	参加機関数	参加人員
1	5.9.1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	8	38	11,500
2	6.10.21	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	18	14	342
3	7.10.19	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	19	16	474
4	(陸上訓練) 8.9.20	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中に流出、火災	14	14	237
	(海上訓練) 8.9.30		地震による原油流出、船上火災	10	10	173
5	(海上訓練) 9.9.26	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油揚荷中に突風を受け流出、船上火災	10	11	224
	(陸上訓練) 9.10.8		原油払出し作業中に流出、火災	14	12	227
6	(陸上訓練) 10.12.22	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域	地震による原油流出	15	12	248
7	(海上訓練) 11.11.2 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出〔悪天候により中止〕	[12]	[16]	[265]
8	(海上訓練) 12.10.12	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出	10	13	245
9	(陸上及び海上訓練) 13.10.31	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	277
10	14.10.11	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	フローティングホース接続部の破損による原油流出・火災	11	9	180
11	16.10.15	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	284
12	17.9.1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	16	22	1,107
13	19.9.7 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出〔悪天候により中止〕	[21]	[12]	[270]
14	21.9.10	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	21	13	292
15	25.9.1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震及び大津波発生による海上への原油流出、船上火災	8	12	147

注) 参加機関数には主催者を含み、参加人員には参観者は含まない。

平成5年度及び平成17年度は岩手県総合防災訓練として実施（平成5年度の参加機関数及び参加人員は、岩手県総合防災訓練を含む）。

平成23年度は東日本大震災の影響のため中止となった。

平成25年度は久慈市で実施された岩手県総合防災訓練の一訓練項目として実施された。

第2節 岩手山の火山活動への対策

1 岩手山の火山活動状況

岩手山では、平成7年9月から火山性微動と火山性地震の発生が観測されて以来大きな火山活動の変化は現れなかったが、平成10年2月から岩手山西側において火山性微動、火山性地震の増加に加えて地殻変動にも大きな変化が現れるなど火山活動が活発化した。

平成10年以降は、平成11年頃から活発化した西側での噴気活動や地表温度の上昇が観測されているが、火山性微動や火山性地震の回数は次第に減少してきている。

2 岩手山の火山活動への対応状況（平成24年度）

(1) 県の対応

ア 災害警戒体制

- ・ 臨時火山情報第2号(H10.6.24)の発表を受け「岩手県災害警戒本部（本部長：総務部総合防災室長）」を設置し警戒体制を継続していたが、火山活動が低下してきたことから、平成16年7月1日（同日、全ての登山道の入山規制を解除）をもって廃止した。
- ・ 岩手山東側やや深いところでの火山性地震や岩手山西側での表面現象については、引き続き注視していくこととしている。

イ 監視・観測体制の整備

- ・ 岩手山西側姥倉山から黒倉山山頂付近に観測機器を設置し、連続観測を実施している。
(H11.10～地震計2基(H18廃止)、地温計2基(H24廃止))

ウ 行政機関、防災関係機関及び学識者との連携強化

- ・ 岩手山の火山活動による被害を軽減するため、学識経験者や市町村、防災関係機関等による次の検討組織を設置し、必要に応じ開催している。

① 「岩手山火山災害対策検討委員会」(H10.7.2設置)〈委員：18名〉

委員長： 斎藤徳美 放送大学岩手学習センター所長

目的： 住民の避難警戒に資するための「火山防災マップ」や「総合的な防災対策の指針（ガイドライン）」の検討を行う。

事務局： 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、県砂防災害課、総合防災室

- 「西側で水蒸気爆発が起きた場合のハザードマップ」を公表(H10.7.22)
- 「岩手山火山防災マップ」、「ハンドブック」を公表(H10.10.9)
- 「緊急対策ガイドライン」(異常データ観測・活動活発期～避難期)を策定(H11.5.27)
- 「岩手山火山防災ガイドライン」(異常データ観測・活動活発期、噴火に伴う避難期、発災後の避難生活期、生活再建期)を策定(H12.3.22)
- 「岩手山噴火警戒レベル」を策定

② 「岩手山の火山活動に関する関係機関連絡会議」(H10.8.10設置)〈委員：28名〉

委員長： 岩手県副知事

目的： ・ 岩手山の火山活動に伴う災害予防活動の連絡調整に関すること。
・ 岩手山の火山活動に伴う災害応急対策活動の連絡調整に関すること。

事務局： 総合防災室

③ 「岩手山の火山活動に関する検討会」(H10.10.6設置)〈委員：6名〉

座長：斎藤徳美 放送大学岩手学習センター長

目的：・ 火山に関する調査研究に関すること。
・ 火山活動に関し必要な事項に関すること。

事務局： 総合防災室

H10.5.14 に、岩手山の火山活動の活発化に伴う対応策を検討するために設置した「岩手山火山活動対策検討会」を改組したものである。

エ 「火山対策アドバイザー」に太田一也九州大学名誉教授を任命 (H10.9.21～H17.3.31)

オ 土井宣夫火山対策指導顧問を任用 (H15.1.15～H20.3.31)

カ 関係6市町村(盛岡市、雫石町、西根町、滝沢村、玉山村、松尾村)による連絡会を定期的に開催し、防災対策上の共通課題等について協議(H10.10.30～H15.3.17)。以降は、岩手山の入山規制に係わる関係者会議において必要な事項について協議(～H16.6.24)

キ 入山規制解除後の登山者の安全を確保するため、登山道周辺の危険箇所について安全対策設備を設置した。(市町村との共同作業：注意看板、誘導ロープ、踏抜き防止丸太の設置)

ク 今回の火山活動の活発化に伴う各機関の対応などについて「1998年岩手山噴火危機対応の記録」としてまとめ、関係省庁、各都道府県、各市町村や防災関係機関に配布した。(H17.3)

(2) 情報収集・伝達体制の整備

ア テレビ会議システム運用 (H11.1.20～H20.3.31) ※県及び周辺6市町村間

イ 電話会議システムの運用 (H11.7.30～H20.3.31) ※県及び周辺6市町村間

ウ 監視カメラを雫石町役場に設置 (H12.1～)

エ 県インターネットホームページに「岩手山火山活動関連情報」を開設 (H10.9.1～)

ホームページアドレス (<http://www.pref.iwate.jp/~hp0108/>)

(3) 関係6市町村の対応(現在は4市町村)

ア 災害警戒体制

- ・ 臨時火山情報第2号(H10.6.24)の発表を受け設置していた災害警戒本部を平成16年7月1日に全ての市町村において廃止した。(県との情報連絡体制、現地の安全対策は継続実施)

イ 監視・観測体制の整備

- ・ 雫石町が「岩手山火山活動特別調査隊」を組織し、定期的に岩手山を調査(H11.6～H16.3)

ウ 情報収集・伝達体制の整備

- ・ 防災行政無線の整備、衛星携帯電話、ポケットベル(現在は携帯電話)の配備等

エ 住民の防災意識の高揚

- ・ 「岩手山火山防災マップ」等を全戸配布、住民説明会の実施済み
- ・ 詳細な防災マップ「火山災害対策図(1/25,000)」を作成済み
- ・ 避難訓練、防災訓練の実施

オ その他

- ・ 岩手山の入山禁止(4町村) (H10.7.1～)
- ・ 岩手山東側4登山口(雫石町御神坂、滝沢村柳沢、西根町焼走り・上坊)の入山規制緩和

(H13～H15 7.1～[体育の日])

- ・ 全ての登山道の入山規制を解除 (H16. 7. 1～)

(4) 国、大学の対応

ア 気象庁

- ・ 火山噴火予知連絡会が「岩手山の火山活動評価」を発表(年4回)
- ・ 観測機器・監視体制を大幅に整備充実 (H10～)
- ・ 西岩手山の観測を強化するため、松尾村柏台に監視カメラを設置 (H11. 11. 18～)
- ・ 盛岡地方気象台に火山専門職員(1名)が配属 (H10. 7. 24～H14. 3. 31)
- ・ 盛岡地方気象台に火山防災官(1名)が配属 (H21. 10. 1～)
- ・ 仙台管区気象台火山監視・情報センターが業務開始 (H14. 3. 1～)

イ 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

- ・ 監視カメラ(9箇所)及び土砂移動監視システム〔土石流の発生警報装置〕を整備(県・岩手山周辺4市町村配信済)
- ・ 岩手山火山防災情報ステーションを整備 (H12. 6. 17～)

ウ 国土地理院

- ・ 岩手山の地殻変動を観測するためGPS、AP S観測を実施 (H10～)

エ 東北大学

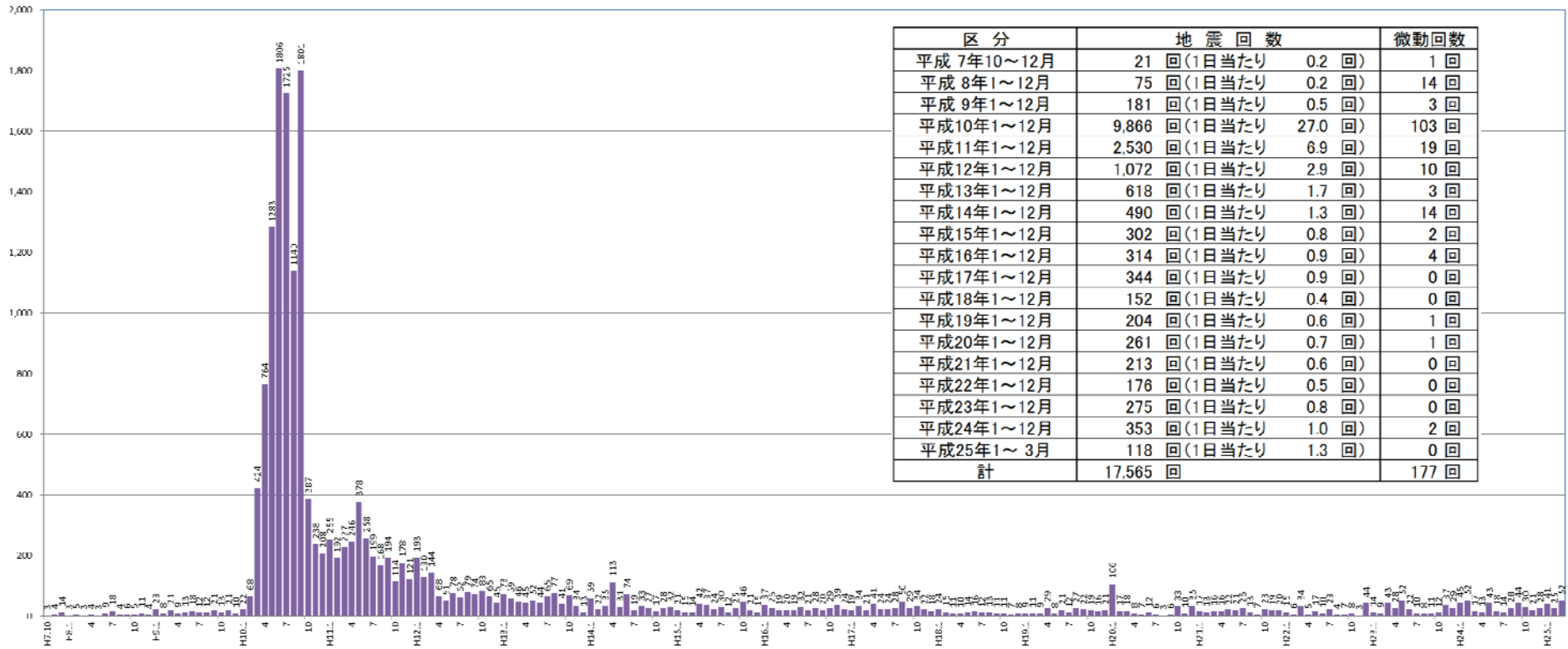
- ・ 定常観測(S56～)、臨時観測(H4～)を実施

オ 東京工業大学

- ・ 岩手山のガス調査を実施 (H11～ H16 は6. 18)

図3-2-1 火山性地震回数(月別)

火山性地震月別回数



区分	地震回数		微動回数
平成7年10～12月	21回(1日当たり)	0.2回	1回
平成8年1～12月	75回(1日当たり)	0.2回	14回
平成9年1～12月	181回(1日当たり)	0.5回	3回
平成10年1～12月	9,866回(1日当たり)	27.0回	103回
平成11年1～12月	2,530回(1日当たり)	6.9回	19回
平成12年1～12月	1,072回(1日当たり)	2.9回	10回
平成13年1～12月	618回(1日当たり)	1.7回	3回
平成14年1～12月	490回(1日当たり)	1.3回	14回
平成15年1～12月	302回(1日当たり)	0.8回	2回
平成16年1～12月	314回(1日当たり)	0.9回	4回
平成17年1～12月	344回(1日当たり)	0.9回	0回
平成18年1～12月	152回(1日当たり)	0.4回	0回
平成19年1～12月	204回(1日当たり)	0.6回	1回
平成20年1～12月	261回(1日当たり)	0.7回	1回
平成21年1～12月	213回(1日当たり)	0.6回	0回
平成22年1～12月	176回(1日当たり)	0.5回	0回
平成23年1～12月	275回(1日当たり)	0.8回	0回
平成24年1～12月	353回(1日当たり)	1.0回	2回
平成25年1～3月	118回(1日当たり)	1.3回	0回
計	17,565回		177回

※ 基準観測点

平成17年12月まで東北大学松川観測点

平成18年1月から気象台焼切沢観測点

平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点

※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

第3節 通信管理体制

1 防災行政無線の整備状況

岩手県防災行政無線は昭和53年度から55年度までの3カ年で整備を行い、それ以降、端末局の新設・廃止、ファクシミリを導入などを行ってきた。

平成3年度からは平成5年度までの3カ年で岩手県防災行政情報通信ネットワーク整備事業を実施し、既設の防災行政無線（地上系）の機能強化を実施、さらに、全国的なネットワークである「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信システム（衛星系）を導入し、これらを有機的に結合させたネットワークの整備を行い、平成6年4月1日から全面的に運用を開始している。また、平成18年度には県庁局一部次世代化を、平成19年度にはVSAT局およびTVRO局の映像受信設備のデジタル化を図った。なお、昭和55年度に整備した防災行政情報通信ネットワーク地上系は、総合防災情報ネットワークの整備に合わせて平成13年度末に廃止している。

以降、市町村合併に伴う旧町村及び土木出先・病院VSAT局の廃止、衛星携帯電話への切り替えを順次実施し、平成24年度には、東日本大震災津波からの復旧に伴い県庁局を含む全VSAT局について第2世代化を図り、併せて車載局を廃止した。

表3-3-1 防災行政無線・防災行政情報通信ネットワークの整備状況（H25.4.1現在）

整備年度	事業費 (百万円)	地上系										衛星系				合計	ファクシミリ	
		固定局					基地局	移動局				地球局						
		統制局	中継局	地方局	端末局	計		地域移動局	全県第一	全県第二	移動多重局	計	県庁局	車載局	VSAT局			計
S53 S55	3,222	1	14	13	92	120	17	66	52			118					255	17
S58	517				27	27			5			5					32	78
S61	19				7 -7	0											0	
H01	22				2	2		1				1					3	
H03	1,046				-3	-3	2		1		3	4	1	1		2	5	-3
H04 H05	3,100 2,864		4	1		5								121	121		126	19
H06	15		-1			-1	-1		26			26					24	1
H07	228								-5	5		0		1	1		1	
H08	165				1	1				11		11		1	1		13	74 -73
H09					-1	-1											-1	
H10					-1	-1								-1	-1		-2	-1
H11					-1	-1			26			26		-1	-1		24	
H12					-1	-1								-1	-1		-2	
H13					-2	-2								-1	-1		-3	-1

整備年度	(百万円) 事業費	地上系										衛星系				合計	フ ァ ク シ ミ リ			
		固定局					基地局	移動局					地球局							
		統制局	中継局	地方局	端末局	計		地域移動局	全県第一	全県第二	移動多重局	計	県庁局	車載局	V S A T 局			計		
H14		-1	-17	-14	-113	-145	-18	-67	-105	-16	-3	-191							-354	-14
H15																				
H16																				
H17															-1	-1			-1	
H18	815														-1	-1			-1	
H19	19														-1	-1			-1	
H20															-1	-1			-1	-2
H21															-1	-1			-1	
H22																				
H23															-22					
H24	1,486														-1					
計	13,518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	92	93	93	95	

2 防災行政無線の利用状況

防災行政無線（地上系。平成6年度から衛星系に切替）の年度別利用状況は、表3-3-2に示すとおりである。

平成5年度以降利用件数が増加しているのは、防災行政情報通信ネットワーク整備事業の完成に伴い利用できる回線数の増加によるものである。

表3-3-2 防災行政無線の利用状況（年度別）

年度	利用度数				利用件数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
55	165,625	33,125	1,104		473	95	3.2	
56	457,100	38,092	1,252	90.9	3,666	306	10.0	55.2
57	478,891	39,908	1,312	95.2	6,123	510	16.8	92.4
58	502,860	41,905	1,378	100.0	6,628	552	18.2	100.0
59	575,033	47,919	1,575	114.4	13,533	1,128	37.1	204.2
60	589,508	49,126	1,615	117.2	17,870	1,489	49.0	269.6
61	630,464	52,539	1,727	125.4	20,716	1,726	56.8	312.6
62	638,917	53,243	1,750	127.1	25,924	2,160	71.0	391.1
63	652,614	54,385	1,788	129.8	28,413	2,368	77.8	428.7
01	617,933	51,494	1,693	122.9	23,855	1,988	65.4	359.9
02	619,146	51,596	1,696	123.1	14,523	1,210	39.8	219.1
03	608,424	50,702	1,667	121.0	8,814	735	24.1	133.0
04	609,568	50,797	1,670	121.2	3,330	278	9.1	50.2

	利 用 度 数				利 用 件 数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
05	704,433	58,703	1,930	140.1	1,652	138	4.5	24.9
06	947,527	78,961	2,596	188.4	1,845	154	5.1	27.8
07	921,917	76,826	2,526	183.3	1,470	123	4.0	22.2
08	941,182	78,432	2,579	187.2	1,727	144	4.7	26.1
09	979,383	81,615	2,683	194.8	2,859	238	7.8	43.1
10	1,003,862	83,655	2,750	199.6	3,438	287	9.4	51.9
11	1,033,952	86,163	2,833	205.6	3,852	321	10.6	58.1
12	968,080	80,673	2,652	192.5	3,867	322	10.6	58.3
13	839,283	69,940	2,299	166.9	2,776	231	7.6	41.9
14	131,221	10,935	360	26.1	2,875	240	7.9	43.4
15	126,197	10,516	346	25.1	2,999	249	8.2	45.2
16	78,622	6,551	215	15.6	1,381	115	3.7	20.8
17	57,302	4,775	157	11.4	781	65	2.1	11.8
18	84,330	7,027	231	16.8	815	67	2.2	12.3
19	11,039	919	30.2	2.2	10,633	886	29.1	160.4
20	19,020	1,585	52.1	3.8	900	75	2.5	13.6
21	17,253	1,438	47.3	3.4	2,063	172	5.7	31.1
22	—	—	—	—	—	—	—	—
23	15,075	1,256	41.3	3.0	1,383	115	3.8	20.9
24	52,335	4,361	143.4	10.4	4,823	402	13.2	72.5

注1 昭和55年度集計は、11月から3月まで。

注2 平成6年度以降は衛星系県庁分を含む。

注3 平成14年度から地上系を運用停止し、衛星系みの運用となったため、集計方法を変更。

注4 平成18年度末に県庁局の設備が更新変更となったことから、集計方法を変更。

注5 平成22年度及び23年度の一部(4～5月)については、東日本大震災津波に伴う記録機器不具合によりデータが欠測したもの。

第4節 航空防災消防体制

1 防災ヘリコプターの任務

広大な面積を有する本県は、地勢的特性から河川の決壊による水害や林野火災、あるいは津波による災害などの自然災害によって多くの被害を蒙っている。

これらの災害に対して、上空からの消火、人命の救助、災害状況の早期把握など地上消防力と連携した広域的かつ機動的な防災活動を展開し県民の安心な暮らしを守る。

2 防災ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターは、空中停止や小さな旋回、垂直離着陸が可能であること及び機動性の面で優れているなどの特性を活用して次のような活動を行っている。

(1) 災害応急対策活動

- ・ 被災状況の偵察及び情報収集
- ・ 救援物資及び人員等の搬送
- ・ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

(2) 消火活動

- ・ 林野火災における空中消火
- ・ 偵察及び情報収集
- ・ 消防職団員及び資機材等の搬送

(3) 救助活動

- ・ 中高層建築物等の火災における救助
- ・ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助
- ・ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

(4) 救急活動

- ・ 交通遠隔地からの傷病者の搬送
- ・ 高度医療機関等への傷病者の転院搬送
- ・ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動

- ・ 大規模な災害等における東北各県等への応援

(6) 災害予防活動

- ・ 火災予防や林野火災の予防警戒及び防災関連行事の広報
- ・ 災害危険箇所等の調査

(7) 消防防災訓練活動

- ・ 各種消防防災訓練及び演習への参加

(8) 一般行政活動

- ・ 行政広報、空中撮影及び要人輸送
- ・ 各種行政施策等の上空視察及び調査

3 運航体制

(1) 組織

県内の消防機関から隊員10名の派遣を受けて岩手県防災航空隊を編成して運航している。

(2) 運航基地

地理的に本県の中心に位置している花巻空港である。

(3) 運航管理

操縦、整備点検等の運航業務は極めて特種で専門的であることから、民間航空会社である東邦航空株式会社に委託している。

(4) 運航日及び時間

運行日は通年運航体制であり、運行時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 運航の実績

防災ヘリコプター「ひめかみ」のこれまでの運航実績は、次表のとおりである。

表3-4-1 平成24年度の月別運航実績

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
災害業務	9	12	13	3	0	6	11	5	0	4	1	3	67
	11:17	13:28	17:00	3:17	0:00	6:23	15:58	5:09	0:00	6:32	0:43	3:09	82:56
防災業務	4	3	10	1	0	7	6	3	0	0	2	3	39
	4:27	3:34	12:52	1:48	0:00	6:38	5:41	3:50	0:00	0:00	2:45	2:56	44:31
他都道府県応援業務	0	0	1	0	1	0	3	0	0	1	0	0	6
	0:00	0:00	0:44	0:00	2:33	0:00	3:58	0:00	0:00	1:45	0:00	0:00	9:00
運航管理業務	7	7	11	2	15	10	7	4	7	12	8	10	100
	6:56	8:20	8:26	0:55	12:56	9:48	9:45	8:52	12:53	11:45	7:35	11:40	109:51
その他の行政業務	2	1	3	0	0	1	2	0	0	0	0	3	12
	2:54	1:50	3:50	0:00	0:00	1:44	4:00	0:00	0:00	0:00	0:00	9:45	24:03
計	22	23	38	6	16	24	29	12	7	17	11	19	224
	25:34	27:12	42:52	6:00	15:29	24:33	39:22	17:51	12:53	20:02	11:03	27:30	270:21
運航休止日数		5.0日		26.5日	20.5日	3.0日		12.0日	28.0日				95.0日

表3-4-2 平成8年以降の運航実績

区 分	平成8～19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		合 計	
	件数	時 間	件数	時 間	件数	時 間	件数	時 間	件数	時 間	件数	時 間	件数	時 間
災害業務	722	1117:08	108	157:18	146	190:10	191	203:41	142	180:20	67	82:56	1376	1931:33
防災業務	851	1083:50	40	56:23	55	61:09	48	59:23	19	17:08	39	44:31	1052	1322:24
他都道府県応援業務	47	93:23	7	15:18	10	22:21	5	13:08	6	8:25	6	9:00	81	161:35
運航管理業務	1272	1448:23	98	110:16	97	110:43	97	95:46	92	100:45	100	109:51	1756	1975:44
その他の行政業務	113	235:52	8	17:30	12	19:37	15	27:57	3	4:35	12	24:03	163	329:34
合 計	3005	3978:36	261	356:45	320	404:00	356	399:55	262	311:13	224	270:21	4428	5720:50
運航休止日数	707.5日		53.5日		53.0日		52.5日		87.5日		95.0日		1049.0日	

注) 試験運航開始が平成8年4月からで、本格運航開始は同年10月からである。

第5節 総合防災センター

1 総合防災センターの概要

- ・名称 岩手県立総合防災センター
- ・所在地 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割117番地の1（岩手県消防学校隣接）
- ・構造等 RC造2階建 延床面積 877.92㎡（建築面積 544.01㎡）
- ・沿革 県民に対する防災思想の普及・啓発を図り、併せて大規模広域災害の発生に対処した防災資機材を備蓄する施設として、昭和60年度に矢巾町に建設され、昭和61年4月19日に開館し、平成9年3月31日全面改装した。
- ・建築事業費 514百万円（改装費 157百万円）

2 運営

(1) 主な事業内容

- ア 防災に関する資料の展示及び体験学習
- イ 防災に関する教育、指導及び相談
- ウ 防災に関する講習会、講演会の開催
- エ 防災に関する資料作成配布及び貸与

(2) 開館時間

9:00～17:00

(3) 休館日

- ア 毎週月曜日（月曜日が祝祭日又は振替休日の場合は、その翌日）
- イ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

3 利用状況

岩手県立総合防災センターの昭和61年4月の開館から平成25年3月31日までの利用者は、314,056人となっている。主な利用者は、消防職・団員、幼稚園・小学校、婦人消防クラブ、子供会等の団体で195,696人、個人で118,360人となっている。

平成7年7月から、防災体験セミナー（6コース～防災・避難・消火・応急手当・幼児・総合）を開設したり、平成8年度に、展示施設の全面改修、平成10年度から、毎年9月に「消防体験まつり」を開催するなど、ハード、ソフト両面で改善を図っている。

今後とも、市町村、消防機関、教育委員会等の関係機関に利用促進を働きかけて行くとともに、自主防災組織の育成強化を図るため魅力あるカリキュラムによる研修会を開催するなど、県民の防災意識啓発の拠点として活用していくこととしている。

4 指定管理者制度の導入

指定管理者による自主事業や、独自のノウハウによる運営などについて民間の活力を導入し、岩手県立総合防災センター設置の目的を最大限に達成するため、指定管理者制度を平成18年4月から導入した。

表 3-5-1 岩手県立総合防災センターの利用状況

年度別利用者数

(平成25年3月31日現在)

単位：人

	団体 () は団体数	個人	計	一日平均
昭和61年度	8,300 (234)	5,951	14,251	47
62	8,164 (236)	7,843	16,007	50
63	8,077 (211)	8,210	16,287	51
平成元年度	6,984 (195)	7,317	14,301	46
2	6,462 (171)	6,528	12,990	41
3	7,492 (211)	7,307	14,799	45
4	7,980 (181)	4,065	12,045	37
5	6,388 (133)	2,651	9,039	29
6	5,524 (112)	2,854	8,378	27
7	5,962 (157)	3,099	9,061	29
8	5,564 (133)	3,324	8,888	29
9	7,995 (215)	4,037	12,032	38
10	7,694 (195)	5,936	13,630	44
11	7,868 (196)	4,187	12,055	39
12	8,463 (200)	3,947	12,410	40
13	7,760 (205)	4,328	12,088	39
14	7,512 (205)	4,467	11,979	39
15	7,711 (192)	3,677	11,388	37
16	7,066 (188)	3,759	10,825	35
17	7,412 (202)	2,716	10,128	33
18	7,115 (203)	3,207	10,322	28
19	7,660 (233)	3,447	11,107	36
20	7,765 (226)	3,802	11,567	37
21	7,185 (219)	3,037	10,222	33
22	7,140 (209)	4,114	11,218	35
23	6,438 (229)	1,249	7,687	24
24	6,015 (197)	3,301	9,316	30
合計	195,696 (5,288)	118,360	314,056	

第4章 危機管理体制

1 経緯

県では、災害対策基本法に基づく災害に対応するための組織として、総務部に消防防災課を設置し、地震・津波、大雨・洪水、火山、林野火災等の自然災害等に対し、「岩手県地域防災計画」に基づき、それぞれの災害毎に予防、応急対策、復旧復興策を講じてきた。

しかしながら、米軍機の釜石山中への墜落事故（平成11年1月）、コンピュータ西暦2000年問題（平成11年12月～平成12年3月）等が発生し、危機事案の内容によっては、所掌する部局が不明確であり、県全体としての組織的対応という観点から対応不十分という課題が生じてきた。

このため、全庁的に危機事案の洗い出しを行い、平成12年2月、それぞれの危機事案ごとにその対応を定めた「岩手県危機管理対応方針」を策定するとともに、このなかで消防防災課（後の総合防災室）を総合所管部局とし、主な危機事案について担当部局を明確に定め、危機事案対応に備えているところである。

(1) 岩手県危機管理対応方針の制定

危機の発生等により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、主として情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、危機の担当部局及びその対応要領等を明確にした「岩手県危機管理対応方針」を、平成12年2月に制定した。平成16年4月1日に本部長を知事とする岩手県事故（事件）対策本部の設置ができるように改正した。また、平成21年4月1日には全面的な改正を行い、目的や危機の定義、総合防災室と各部局の責務、危機管理体制などを明確化し、危機管理の総合的な対処方針とした。

(2) 危機管理主査の設置

平成12年度、危機管理に関する総合所管課を消防防災課とするとともに、新たに危機管理主査を配置し、各部局と連携を図りながら、危機発生時の被害等を最小限に抑えるための危機管理全般の調整、対応等を行えるよう体制を強化した。

(3) 総合防災室の設置

平成13年4月1日の県の組織再編に合わせて、「消防防災課」を「総合防災室」に再編するとともに、「総合防災室」に「危機管理監」を新たに設けた。

(4) 危機管理連絡会議の設置

平成13年11月6日に、危機の発生に備え、平常時から部局間の連携や情報の共有化を図るとともに、危機発生時において、迅速かつ的確に対処するため、全庁的な連絡調整を図ることを目的として設置した。

(5) 防災危機管理監の設置

災害や事故等の緊急事態への対処能力の充実強化を図るため、平成14年度に、防災や危機管理分野の専門的な能力やノウハウを培ってきた自衛隊OBを「防災指導監」として採用し、平成18年度からは「防災危機管理監」に職名変更し、危機管理全般の企画立案に対応している。

2 危機管理への取り組み

(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚

危機管理体制の構築及び職員に対する「危機管理意識」の高揚、啓発を目的として、平成12年度から平成19年度までは、民間シンクタンク及び大学教授等を招き、年1回（計8回）の危機管理セミナーを開催した。

平成20年度以降は、訓練を重点とすることとし、年に数回の災害対策本部支援室研修等を通じて、職員の意識及び対処能力の向上を図っている。

平成24年度は、災害対策本部支援室職員に対する研修会や図上訓練、24時間危機管理体制に対応する職員（兼災害警戒本部職員）に対する研修会の他、全職員を対象とした非常連絡訓練を行い、危機管理に対する職員の意識の高揚を図った。

(2) 危機対応マニュアルの整備

岩手県危機管理対応方針に基づき、関係各部では危機対応マニュアルを作成している。

（表4-1）

(3) 危機管理に対応するための24時間危機警戒体制の実施

勤務時間外等における各種危機事案の発生に対して、より迅速かつ的確に対処できるよう、平成13年4月1日から、本庁知事部局及び盛岡地方振興局の本庁次長級、課長級の管理職1名と総合防災室職員、盛岡地方振興局企画総務部の職員1名、計2名の当直による24時間危機警戒体制を実施した。

平成14年12月28日から、盛岡地方振興局企画総務部職員の当直を解除し、管理職と総合防災室職員の体制とするとともに、土日祝祭日など休日の日直については、業者委託による対応に切り替えた。

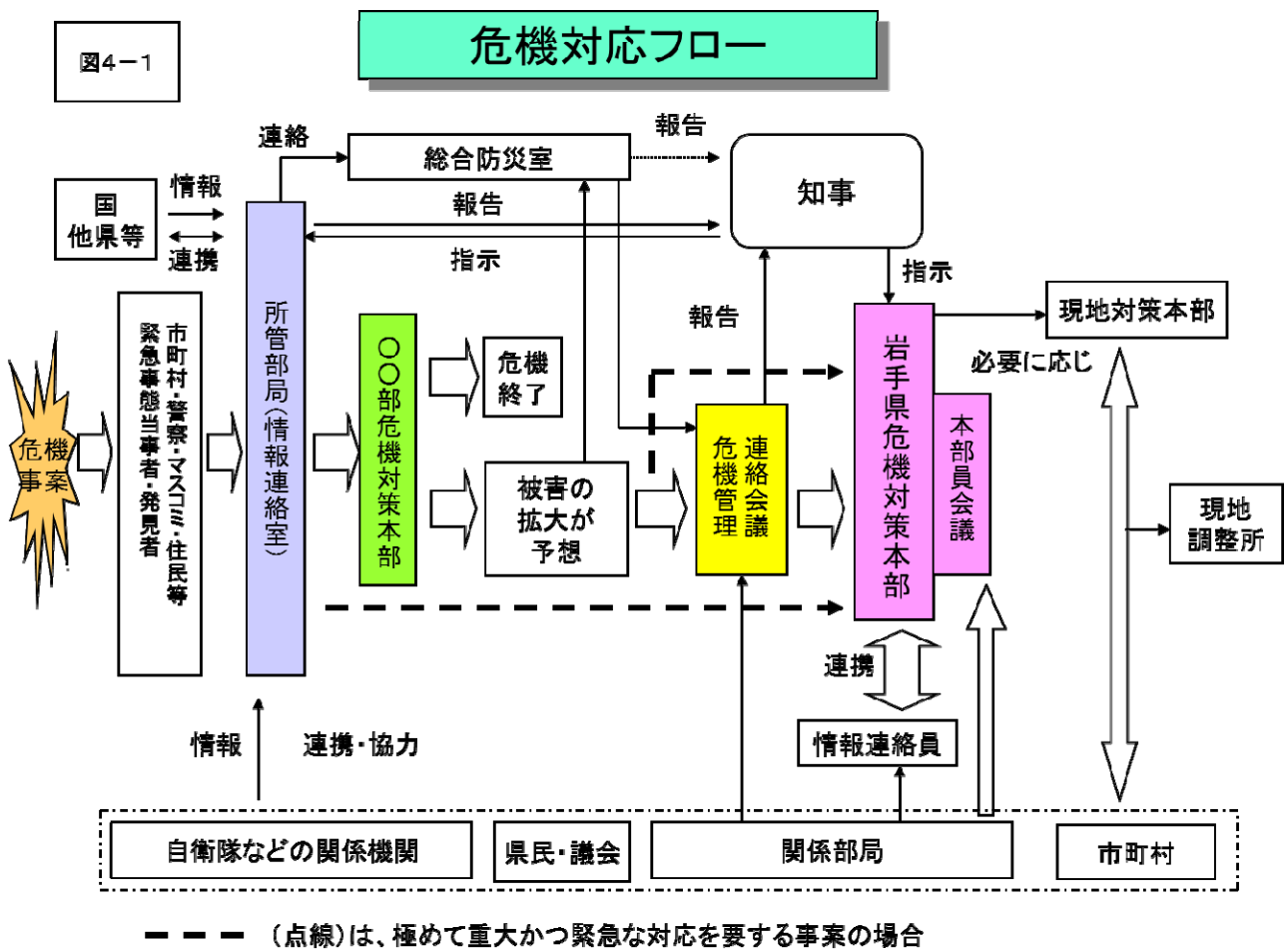
平成16年4月1日から、盛岡地方振興局の次長級、課長級の管理職の当直を解除し、本庁室長級、総括課長級及び担当課長級のうち、特別調整額を支給されている管理職1名と総合防災室職員1名（土日祝祭日など休日の日直は委託業者）の計2名で実施し、平成17年4月1日からは、総務部総務室の室長、課長を除く職員が一般職員として参加し、それに伴い日直の委託を廃止することで、初動体制の強化を図った。更に、同年11月からは人事課及び税務課職員を、平成18年度からは組織改変により総務事務センター職員を、平成22年6月からは管財課職員を加え、体制の充実を図った。

（表4-1）

主な危機事案と担当部局

危機管理対応マニュアル名	所管部局・室課名
1 自然災害	総務部総合防災室
2 武力攻撃事態・緊急対処事態	総務部総合防災室
3 航空機事故（花巻空港内及びその周辺）	県土整備部空港課
4 航空機事故（その他） ※除く米軍機、自衛隊機事故	総務部総合防災室
5 列車事故（三陸鉄道・いわて銀河鉄道・JR）	政策地域部地域振興室
6 米軍関係事故	総務部総合防災室
7 自衛隊関係事故	〃
8 大規模火災（林野火災を含む。）	〃
9 海上流出油事故	〃
10 石油コンビナート事故	〃
11 水道施設事故	環境生活部県民くらしの安全課
12 毒劇物の混入	保健福祉部健康国保課
13 感染症の蔓延	保健福祉部医療政策室
14 鉱毒水中和処理施設事故	環境生活部環境保全課
15 放射能物質関係施設事故（ラジオメディカルセンターに係る事故）	〃
16 トンネル崩落等道路事故	県土整備部道路環境課

17 コンピュータ問題対応	総務部法務学事課 政策地域部地域振興室
18 県重要施設の爆破、占拠	総務部管財課
19 県あて不審郵便物等対応	総務部法務学事課
20 大規模な災害、事件、事故等発生時の県関係者安否確認	総務部総合防災室
21 食の安全安心関係	環境生活部県民くらしの安全課
22 NBC テロ現地関係機関連携対応	総務部総合防災室



第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱及び猟銃等の製造、販売その他取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく火薬類及び猟銃等の製造・販売等の許可事業所数は、表5-1-1のとおりである。

表5-1-1 火薬類・猟銃関係事業所数

平成25年3月31日現在

製造事業所	販 売 事 業 所								
煙 火	火薬・爆薬・火工品	火工品のみ	実包・猟銃用火薬	船舶用火工品	銃 用 空 包	建設用びょう打ち	煙 火	競技用紙雷管	合 計
2	13	0	10	2	1		3	64	93

火 薬 庫						火 薬 庫 外 場 所	
1級	2級	3級	実包	煙火	導火線	販売業者	その他
96	6	4	1	13	0	31	16

猟 銃 等 製 造 販 売 所			
製 造	製 造 ・ 販 売	販 売	合 計
3	8	5	16

(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく平成24年度の許可件数は、表5-1-2のとおりである。

表5-1-2 火薬類・猟銃等関係許可件数

平成24年度

許可区分	件 数	許可区分	件 数
製 造 営 業 許 可	0	消 費 許 可	0
販 売 営 業 許 可	1	煙 火 消 費 許 可	77
火 薬 庫 設 置 許 可	0	廃 棄 許 可	0
譲 渡 許 可	8	輸 入 許 可	0
譲 受 許 可	30	猟 銃 等 製 造 許 可	0
譲 受 ・ 消 費 許 可	210	猟 銃 等 販 売 許 可	0

(4) 免状の交付

平成 24 年度の火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数は表 5-1-3 のとおりである。

表 5-1-3 火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数 平成 24 年度

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換え	計
甲種取扱保安責任者	20	9	0	29
乙種取扱保安責任者	9	14	0	23
丙種製造保安責任者	0	0	0	0
計	29	23	0	52

(5) 立入検査等

ア 火薬類危害予防週間を中心に、適時、火薬類消費場所等（採石場・花火大会打揚場所等）に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況について、立入検査を行っている。

イ 火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造、及び設備等の技術基準への適合状況について、年 1 回保安検査を実施している。（火薬庫に係る避雷針及び土堤については 3 年に 1 回）

ウ 2 年に 1 回、猟銃等製造所及び販売事業所に立入り、猟銃等の「保管設備の維持管理」、「受払及び在庫確認」等の検査を行っている。

平成 24 年度に実施した検査件数は表 5-1-4 のとおりである。

表 5-1-4 火薬類・猟銃等立入検査実施件数 平成 24 年度

検査区分 検査場所	立 入 検 査		保 安 検 査		完成検査
	対象 事業所数	検査 事業所数	対象 事業所数	検査 事業所数	
煙火製造所	2	2	2	2	—
火薬類販売所	93	14	—	—	—
火薬庫	110	38	38	38	0
煙火消費場所	67	36	—	—	—
消費場所	179	29	—	—	—
計	451	119	38	38	0
猟銃等 製造販売所	3	3	—	—	—
猟銃等販売所	5	5	—	—	—
製造所・販売所	8	7	—	—	—
計	16	15	—	—	—

(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況

火薬類関係業務従事者に対しての保安管理技術の指導として、火薬類消費場所等保安管理技術研修会を社団法人岩手県火薬類保安協会に委託し、実施している。

平成 24 年度は、10 月 24 日（水）に宮古市で開催し、78 名が参加した。

(7) 火薬類事故の発生状況

平成 24 年中に発生した事故の概要は表 5-1-5 のとおりである。

表 5-1-5 火薬類事故の発生状況

番号	発生日時	発生場所 市町村名	取 扱 種 別	事故原因	事 故 概 要
1	6 月 22 日	八幡平市	消費	飛石	砕石プラントにおいて、発破を行った際に飛び石が発生し、民家の屋根にあたり一部破損した。

2 高圧ガス・液化石油ガスの保安

(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的

産業に多く利用されている高圧ガスには、圧縮ガスと液化ガスの二種類があり、圧縮ガスとは、容器に充てんされた窒素ガスや水素ガスのように気体の状態で圧力を持っているものをいい、液化ガスとは、LPG ガスや液化酸素のように容器の中で圧力を持った液体をいう。これら高圧ガスは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により製造・貯蔵・販売・移動その他の取扱いが規制され、事業者の自主保安活動を促進し、公共の安全確保を目的としている。また、液化石油ガス（LPG）は、昭和 30 年代以降の国内における急速な一般家庭への普及と事故多発に伴い、それまでの高圧ガス保安法での規制から分離され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）による規制により、災害防止、取引の適正化、公共の福祉の増進を目的としている。

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 高圧ガス製造者等事業所（製造・貯蔵所等）の現状

高圧ガス保安法に基づき、許可、届出又は登録された事業所等の数は表 5-2-1 のとおりである。

表 5-2-1 高圧ガス関係事業所数

平成 25 年 3 月 31 日現在

区 分	第 1 種製造者	第 2 種製造者	販売業者	第 1 種貯蔵所	第 2 種貯蔵所	容器検査所
一般ガス・ L P ガス	112	379	569	45	117	8
冷 凍	82	910	166			
計	194	1289	735	45	117	8

※1 第 1 種製造者（冷凍、特定製造事業所を除く。）とは、処理量が 100m³/日以上（不活性ガスの場合は、300 m³/日以上）の事業所をいい、第 2 種製造者とは、処理量が 100m³/日未満（不活性ガスの場合は、300m³/日未満）をいう。なお、冷凍の場合の第 1 種製造者とは、冷凍能力が 20 トン/日以上（フルオロカーボンの場合は、50 トン/日以上）の事業所をいい、第 2 種製造者とは、冷凍能力が 3 トン/日以上 20 トン/日未満（フルオロカーボンの場合は、20 トン/日以上 50 トン/日未満）の事業所をいう。

※2 第 1 種貯蔵所とは、貯蔵量が 1,000m³以上（不活性ガスの場合は、3,000m³以上）の事業所をいい、第 2 種貯蔵

所とは、貯蔵量が300 m³以上1,000m³未満（不活性ガスの場合は、300 m³以上3,000m³未満）の事業所をいう。

イ 高圧ガス関係許認可等件数

高圧ガス保安法に基づく平成24年度の許認可、届出並びに登録件数は表5-2-2のとおりである。

表5-2-2 高圧ガス許認可等件数 平成24年度

区 分	第1種製造者		販売事業届	第1種貯蔵所		容器検査所の登録
	製造許可	変更許可		設置許可	変更許可	
一般・液石ガス	3	22	29	2	3	0
冷 凍	0	4	—	—	—	—
計	3	26	29	2	3	0

ウ 各種検査の実施状況

(ア) 第一種製造施設について、その位置、構造、及び設備等が技術基準への適合状況について、指定保安検査機関が年1回保安検査を実施し、その報告を受けている。(ガスの種類及び物質によっては、2年又は3年に1回)

(イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているかどうかを確認するため、指定完成検査機関が完成検査を行っている。

(ウ) 例年、関係機関と合同で、高圧ガス運送車両（タンクローリー等）に対して、移動に係る基準に従って適切に行われているかを検査・確認するため、路上点検を実施している。

各種検査の実施状況については表5-2-3のとおりである。

表5-2-3 高圧ガス保安検査等実施件数 平成24年度

検査対象	検査区分	保安検査 (指定保安検査 機関実施)	完成検査 (指定完成機関実施)		路上点検	
			新 規	変 更	点検台数	違反台数
第一種製造施設	一般・液石	74	1	16	—	—
	冷 凍	30	0	7	—	—
第一種貯蔵所		—	4	0	—	—
タンクローリー		22	—	—	2	0
容器ばら積み		—	—	—	7	3

(3) 液化石油ガス法関係

ア 液化石油ガス販売事業所等の現状

液化石油ガス法に基づく、知事所管に係る販売事業所、登録事業所等数は表5-2-4のとおりである。

表5-2-4 液化石油ガス関係事業所数 平成25年3月31日現在

販売所	特定供給設備	保安機関	特定液化石油 ガス設備工事業者	充てん設備
497	29	535	610	26

※1 特定供給設備：液化石油ガスの供給のための設備で、その貯蔵が、ボンベの場合は3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は1トン以上の設備

※2 保安機関：LPガスの一般消費者について、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検等、7項目の保安業務の全部又は一部を行うもので認定を受けている機関

※3 充てん設備：液化石油ガスの供給のための貯蔵設備である貯槽又はバルク貯槽に充てんするための設備で、民生用バルクローリと従来型バルクローリの2種類がある。

イ 液化石油ガス関係許認可等件数

液化石油ガス法に基づく平成24年度の許認可等件数は表5-2-5のとおりである。

表5-2-5 液化石油ガス関係許認可等件数 平成24年度

販売事業者の登録	保安機関の認定等	貯蔵施設等 設置許可等	充てん設備の許可等
0	3	0	0

ウ 各種検査の実施状況

(ア) 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び液化石油ガス器具販売事業者について、台帳等の管理状態、貯蔵施設等の維持管理状況を検査するため立入検査を行っている。

(イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているかどうかを確認するため、完成検査を行っている。

(ウ) 充てん設備（バルクローリ）について、その位置、構造、及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて、年1回保安検査及び立入検査を実施している。

立入検査の実施状況は、表5-2-6のとおりである。

表5-2-6 液化石油ガス立入検査実施件数 平成24年度

区分	立入検査
販売事業者	64
保安機関	65
器具等販売事業者	31

(4) 各種免状の交付

ア 製造保安責任者免状

高圧ガスの製造に係る保安の統括的又は実務的な業務を行う者に必要な資格で、免状の種類によっては、高圧ガス製造施設の保安係員等にも選任されることができ、高圧ガスの製造施設に関する保安に携わることができる。

イ 販売主任者免状

高圧ガスの販売事業所において、販売に係る保安の実務を含む統括的な業務を行う者に必要な資格で、販売の経験のある高圧ガスの種類に応じて、定められた種類の高圧ガスの販売に関する保安に携わることができる。

ウ 液化石油ガス設備士免状

一般家庭用等のLPガス供給・消費設備の設置工事又は変更工事（硬質管相互の接続、取り外し及び気密試験等の作業）等を行う者は、必ず取得しなければならない資格で、この資格を取得しなければ、液化石油ガスの設備工事に携わることができない。

免状の交付状況は、表5-2-7のとおりである。

表5-2-7 各種免状交付件数（新規）

平成24年度

免状の種類	乙種化学	丙種化学		乙種機械	冷凍機械		販売主任者		液化石油ガス設備士
		液石 丙化	特別 丙化		第2種	第3種	第1種	第2種	
24年度	6	21	11	3	15	43	16	90	99
累計	100	1,025	613	216	421	1,826	448	6,404	4,557

(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況

平成24年に発生した高圧ガス及び液化石油ガス関係の事故件数は表5-2-8のとおりであり、事故の概要等は表5-2-9のとおりである。

表5-2-8 高圧ガス関係事故発生状況

平成24年1月～12月

区分	液化石油ガス			一般高圧ガス			冷 凍			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
平成24年	1	0	4	1	0	0	0	0	0	2	0	4

表5-2-9 平成24年度 高圧ガス関係事故

No.	発生日	発生場所 市町村名	人身被害	ガスの種類 災害状況	事故原因	事故概要
1	24.2.25	一関市	軽傷者4人	LP	一酸化炭素中毒	養鶏場において、鶏舎内の温度を逃がさないため、吸気及び排気口を閉鎖したことによる一酸化炭素中毒。
2	24.5.3	奥州市	なし	炭酸ガス容器の紛失	自然災害による流出	ダム建設工事現場において使用していた炭酸ガス容器が大雨及び融雪により流出したもの

3 電気工事等の保安

(1) 電気工事等規制の目的

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）は、電気工事業者等の登録等、業務の規制を行うことにより業務の適正な実施の確保、電気工作物の保安の確保に資することを目的としている。

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）は、電気用品の製造、販売等の規制により、電気用品による危険及び障害の発生防止を目的としている。

電気工事士法（昭和35年法律第139号）は、電気工事の作業に従事する者の資格・義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 電気関係事業所等の現状

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく、電気工事業者数及び登録・届出数は次のとおりである。

ア 事業者・営業者数

表5-3-1 電気工事業者数

平成25年3月31日現在

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし 登録電気工事業者	みなし 通知電気工事業者
	事業者数	451	5	310
営業所数	464	5	343	2

注) 登録電気工事業者：一般電気工作物（一般家庭用）及び自家用電気工作物（工場用等）の電気工事業を営む者

通知電気工事業者：自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者

みなし登録電気工事業者：建設業法の許可を受けて、一般電気工作物及び自家用電気工作物の電気工事業を営む者

みなし通知電気工事業者：建設業法の許可を受けて、自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者

イ 登録・届出等

表5-3-2 登録・届出数

平成24年度

	新規登録	登録更新	登録事項 変更届出	事業廃止届
	登録電気工事業者	28	45	11
通知電気工事業者	0	—	0	0
みなし登録電気工事業者	8	0	60	1
みなし通知電気工事業者	0	—	0	0

(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況

表5-3-3 電気工事士等試験・免状交付実施数

平成24年度

	第一種電気工事士			第二種電気工事士		
	新規交付	再交付	書換え	新規交付	再交付	書換え
24年度	81	27	4	760	50	5

※1 第一種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の工事に従事できる。

※2 第二種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物の工事に従事できる。

(4) 立入検査の状況

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売事業者に対する立入検査件数は次のとおりである。

表5-3-4 電気工事業者立入検査実施数

平成24年度

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし 登録電気工事業者	みなし 通知電気工事業者
	検査対象 事業者数	451	5	310
検査営業所数	37	0	28	0
実施率(%)	8.2	0	9.0	0
違反件数	8	0	15	0

表5-3-5 違反件数の内訳

平成24年度

	登録後の内容 の変更、手続き	器具の備付	標識の掲示	帳簿の備付	合計
登録 (みなし含む)	12	0	13	4	29

表5-3-6 電気用品販売事業者立入検査実施数

平成24年度

立入検査販売店数	無表示電気用品	表示内容違反 電気用品	その他の違反 電気用品	違反合計
73	0	0	0	0